

第4期米沢市ごみ処理基本計画

令和8年3月

米沢市市民環境部環境課

目 次

第1章 計画の概要

1	計画策定の背景と目的	1
2	計画の期間	1
3	計画の対象	2
4	計画の位置づけ	2
5	国の動向	3
6	山形県の動向	4
7	SDGsについて	4

第2章 市の概況

1	位置・地勢・気候	5
2	人口と人口構成・世帯数	5
3	産業の動向	7

第3章 ごみ処理の現況

1	本市におけるごみ処理体制	8
2	ごみ処理施設	10
3	ごみ排出量の現状	12
4	目標と進捗状況	19
5	前計画までの課題	27

第4章 目指す姿

1	目指す姿と実現に向けた方針	28
2	具体的な取り組み	30
3	数値目標	35

資料編

	ごみ処理事業の経緯	40
	用語集	42

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と目的

米沢市（以下「本市」といいます。）は、目指すべき将来像「しあわせ循環学園都市・よねざわ」の実現に向け、本市の最上位計画である「米沢市まちづくり総合計画よねざわしあわせビジョン2035」（以下「総合計画」といいます。）を令和7（2025）年度に策定しました。同計画では5つの分野ごとに基本目標を掲げており、その1つである環境・防災・社会基盤では、環境に配慮した脱炭素社会の形成を目指していくこととしています。

また、令和2（2020）年10月には、令和32（2050）年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指す「米沢市ゼロカーボンシティ」を宣言し、令和4（2022）年7月には海洋プラスチック汚染問題の深刻化を受け「米沢市プラスチックごみゼロ宣言」を表明しました。本計画の上位計画となる、令和8（2026）年3月に策定した「米沢市環境基本計画」でも、循環型社会の形成を目指しています。

国においては、令和6（2024）年度に第5次循環型社会形成推進基本計画を閣議決定し、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済（リニアエコノミー）から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進しています。

本市では、平成28年（2016年）3月に策定した「第3期米沢市ごみ処理基本計画」（以下「前計画」といいます。）に基づき、プラスチック製容器包装の分別収集や粗大ごみの有料戸別収集の実施をはじめ、市民・事業者・行政の共創による取組を通じて、ごみの減量及び資源のリサイクルを推進してきましたが、前計画の最終目標年度である令和7年度の到来に当たり、その取組の評価及び見直しを行い、新たに「第4期米沢市ごみ処理基本計画」（以下「本計画」といいます。）を策定しました。

本市では、更なる廃棄物の発生抑制および資源化の推進を図り、持続可能な循環型社会の形成を目指していきます。

2 計画の期間

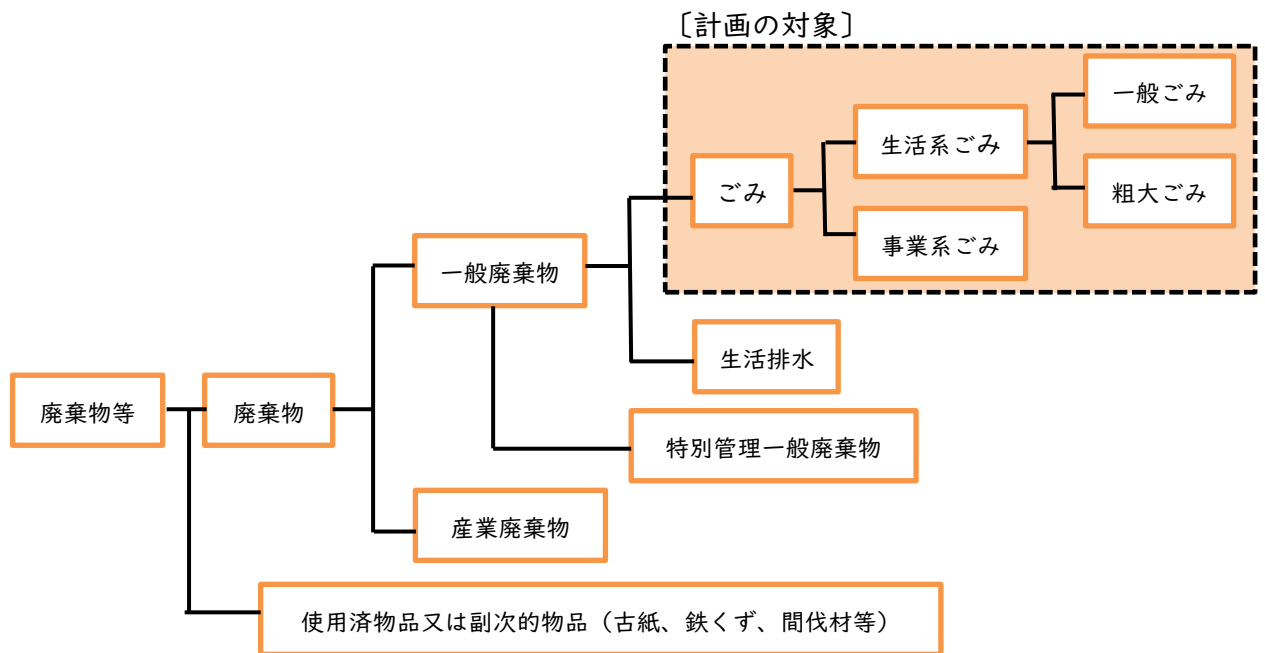
本計画は、令和8年度から令和17（2035）年度までの10年間を計画期間とし、中間年度の令和12（2030）年度に計画や実施状況の評価し、数値目標や施策について見直しを行います。また、国または県の方針変更や廃棄物処理に係る社会情勢の変化など、計画策定要件に大きな変化があった場合は見直しを行うこととします。

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
計画策定		初年度				中間年度					目標年度

■図1-1 計画期間

3 計画の対象

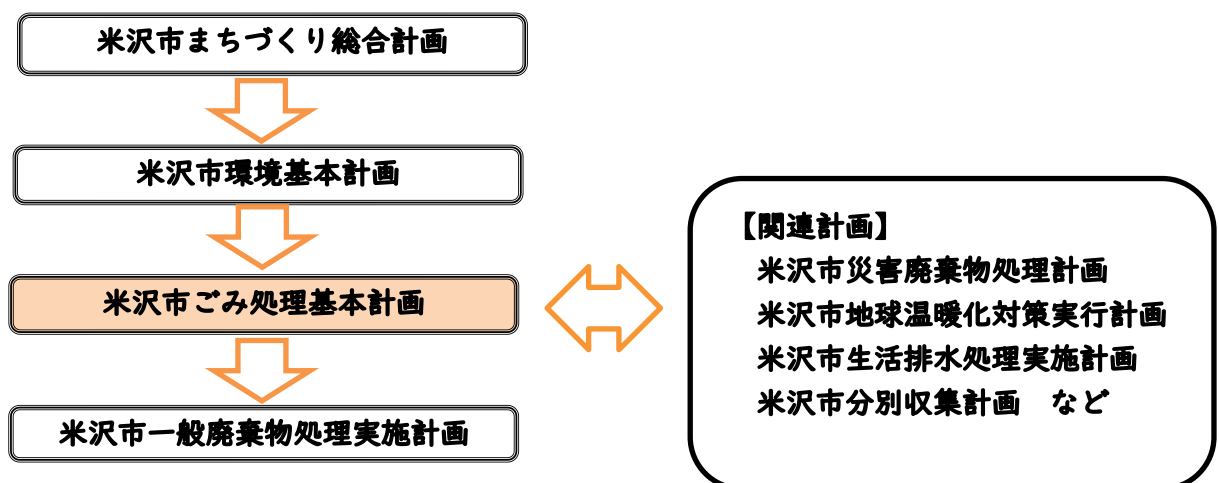
本計画では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」といいます。）で定める廃棄物のうち、一般廃棄物の「ごみ」を対象とします。



■図1-3 計画の対象

4 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項に基づき、本市の長期的な一般廃棄物の処理計画として策定するものです。策定に際しては、総合計画と環境基本計画を上位計画とし、米沢市災害廃棄物処理計画や米沢市地球温暖化対策実行計画などの関連計画と整合を図りました。



■図1-4 計画の位置づけ

循環型社会形成推進のための法体系

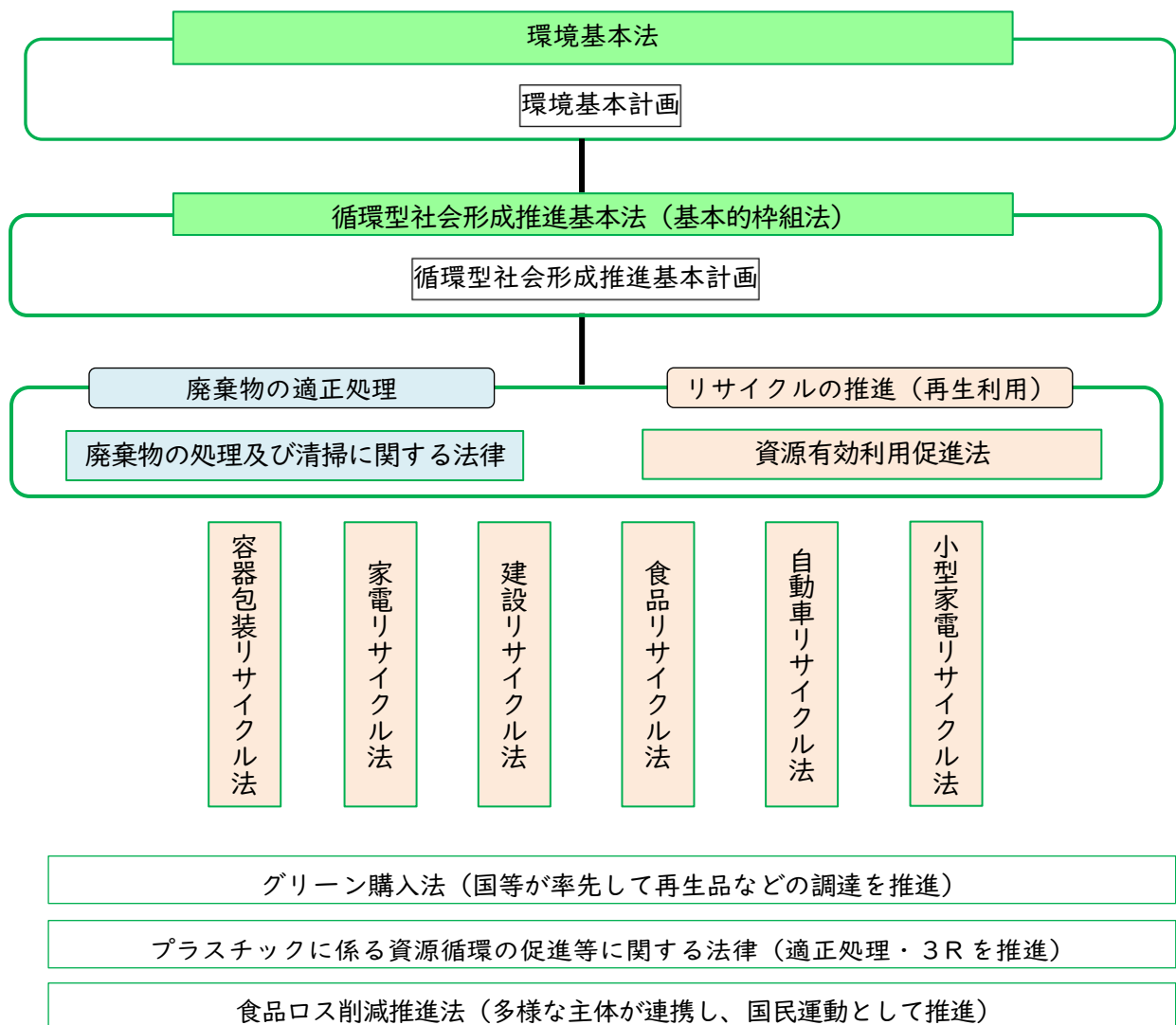


図 1-5 循環型社会を形成するための法体系

5 国の動向

令和6年度に閣議決定された「第5次循環型社会形成推進基本計画」では、第4次計画で推進してきた3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組を継承しつつ、環境負荷の一層の低減に向けた施策を強化しており、製品の設計段階から廃棄物の発生抑制を図るなど、資源を持続可能な形で効率的かつ循環的に利用する循環経済への移行を目指しています。

食品ロスの削減については、国連が掲げる「持続可能な開発目標（SDGs）」の理念を受け、貧困や飢餓、教育、環境といった世界共通の課題の解決に資する取組の一つとして位置づけられています。日本では、令和12年度までに、平成12（2000）年度比で食品ロスを半減させるという目標が設定されており、その具体的な施策の一つとして、令和元年10月に食品ロスの削減の推進に関する法律が施行されました。

また、海洋プラスチック汚染や気候変動問題などを背景に、プラスチックの資源循環に対する重要性が国内で一段と高まっています。

こうした状況を受け、国は令和元（2019）年にプラスチック資源循環戦略を策定し、令和4年度にはプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律を施行しました。この法律は、プラスチック使用製品の設計から廃棄に至るまでのライフサイクル全体において、関係するあらゆる主体がプラスチックの資源循環に取り組むことを促進するものです。

6 山形県の動向

山形県は、令和2年度に第3次山形県循環型社会形成推進計画（以下「県計画」といいます。）を策定し、「全国一ごみの少ない県を目指して」「リサイクル等の循環型産業を振興」「裸足で歩ける庄内海岸」の3つを基本目標に掲げ、循環型社会の構築を目指しています。

同計画は、海岸漂着物処理推進法で定める海岸漂着物、食品ロスの削減の推進に関する法律に定める食品ロスの削減計画も統合しており、循環型社会形成推進基本法で定める廃棄物等（廃棄物及び使用済物品又は副次的物品）とあわせ、一体的に削減を推進していくこととしています。

7 SDGsについて

平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指し、令和12年を目標年限とする17の国際目標（SDGs）が採択されました。この中には、循環型社会の実現に深く関係する項目も含まれています。

米沢市は、SDGsの達成に向けて先進的な取組を提案する自治体として、令和3（2021）年度に「SDGs未来都市」に選定されました。

特に廃棄物については、「つくる責任、つかう責任」（目標12）としてごみの発生そのものを減らし、「海の豊かさを守ろう」（目標14）として海洋汚染の具体的な削減を目指すことで、ごみ問題の解決を図っています。



第2章 市の概況

1 位置・地勢・気候

本市は山形県の最南端に位置し、山形県の母なる川「最上川」の源である吾妻連峰の裾野に広がる米沢盆地に位置し、福島県と県境を接しています。市域は東西32.1km、南北28.2km、周長124.5kmで横長の楕円形に近い形をしており、面積は548.51km²です。

本市の一般廃棄物は、米沢市、長井市、南陽市、高畠町、川西町、白鷹町、飯豊町及び小国町の3市5町で「置賜広域行政事務組合」を構成し、広域処理を実施しています。

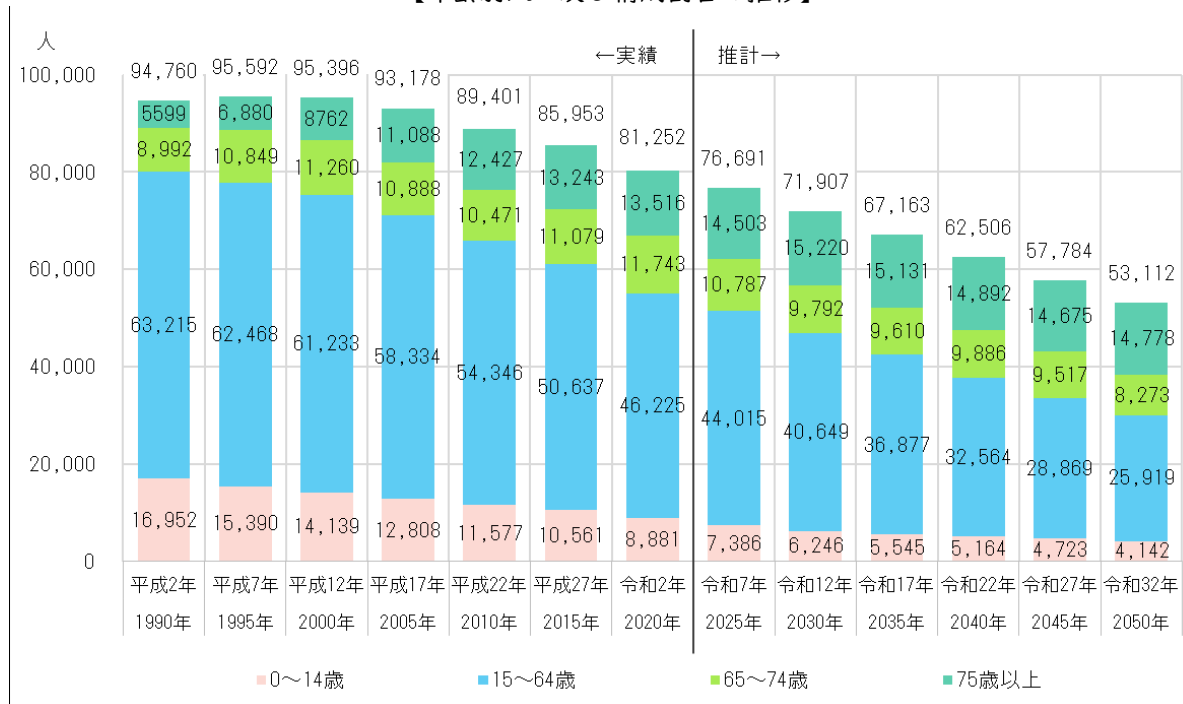
気候については、本市は冬の降水量が多い日本海側気候に属しており、夏は高温多湿で、冬は寒さが厳しく、特別豪雪地帯に指定されています。年間累積降雪量は10mに達することがあるほか、市街地でも最高積雪深が約1mになります。



2 人口と人口構成・世帯数

人口は、平成7年をピークに減少に転じ人口減少が急速に進行しており、令和17年の推計人口は67,000人程度になる見通しです。

【年齢別人口及び構成割合の推移】

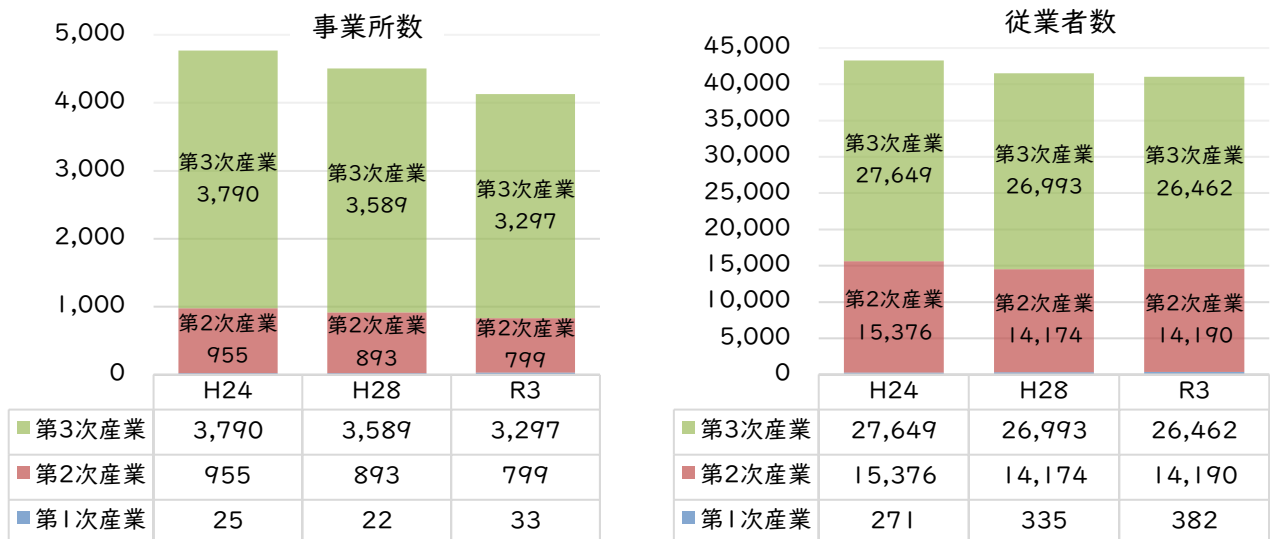


出典 米沢市まちづくり総合計画

3 産業の動向

令和3（2021）年における民間の事業所数は4,129事業所、従業者数は41,034人です。

全産業に対する産業大分類別構成比をみると、「卸売・小売業」が23.0%（950事業所）で最も多く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」が11.6%（477事業所）、「製造業」が10.8%（444事業所）で、これら3産業で全体の約4割を占めています。



出典：経済センサス

産業大分類別事業所数、従業者数（民営：令和3年）

産業大分類		事業所数		従業者数	
		事業所数	割合	従業者数	割合
総数		4,129	100.0%	41,034	100.0%
第1次産業	農林漁業	33	0.8%	382	0.9%
	鉱業	0	0.0%	0	0.0%
第2次産業	建設業	355	8.6%	2,661	6.5%
	製造業	444	10.8%	11,529	28.1%
	電気・ガス・熱供給・水道業	9	0.2%	185	0.5%
第3次産業	情報通信業	40	1.0%	403	1.0%
	運輸業、郵便業	71	1.7%	1,445	3.5%
	卸売・小売業	950	23.0%	7,509	18.3%
	金融・保険業	66	1.6%	751	1.8%
	不動産業、物品賃貸業	306	7.4%	703	1.7%
	学術研究、専門・技術サービス業	161	3.9%	867	2.1%
	宿泊業、飲食サービス業	477	11.6%	3,085	7.5%
	生活関連サービス業、娯楽業	372	9.0%	1,396	3.4%
	教育、学習支援業	115	2.8%	1,254	3.1%
	医療、福祉	359	8.7%	5,476	13.3%
	複合サービス事業	27	0.7%	355	0.9%
	サービス業(他に分類されないもの)	344	8.3%	3,033	7.4%

出典：経済センサス

■図2-4 事業所数・従業者数の推移（民営）

第3章 ごみ処理の現況

1 本市におけるごみ処理体制

(1) ごみの分別区分及び使用する袋等

本市では、家庭から排出されるごみ（生活系ごみ）を、可燃性ごみ、不燃性ごみ、プラスチック製容器包装、ペットボトル、有害ごみ、資源物、粗大ごみ、使用済小型電子機器、使用済コンタクトレンズ空ケースの9種類に分けて回収しています。

置賜広域行政事務組合の施設に搬入するごみは、有害ごみを除いて、指定のごみ袋又は粗大ごみ証紙を使用することとしています。

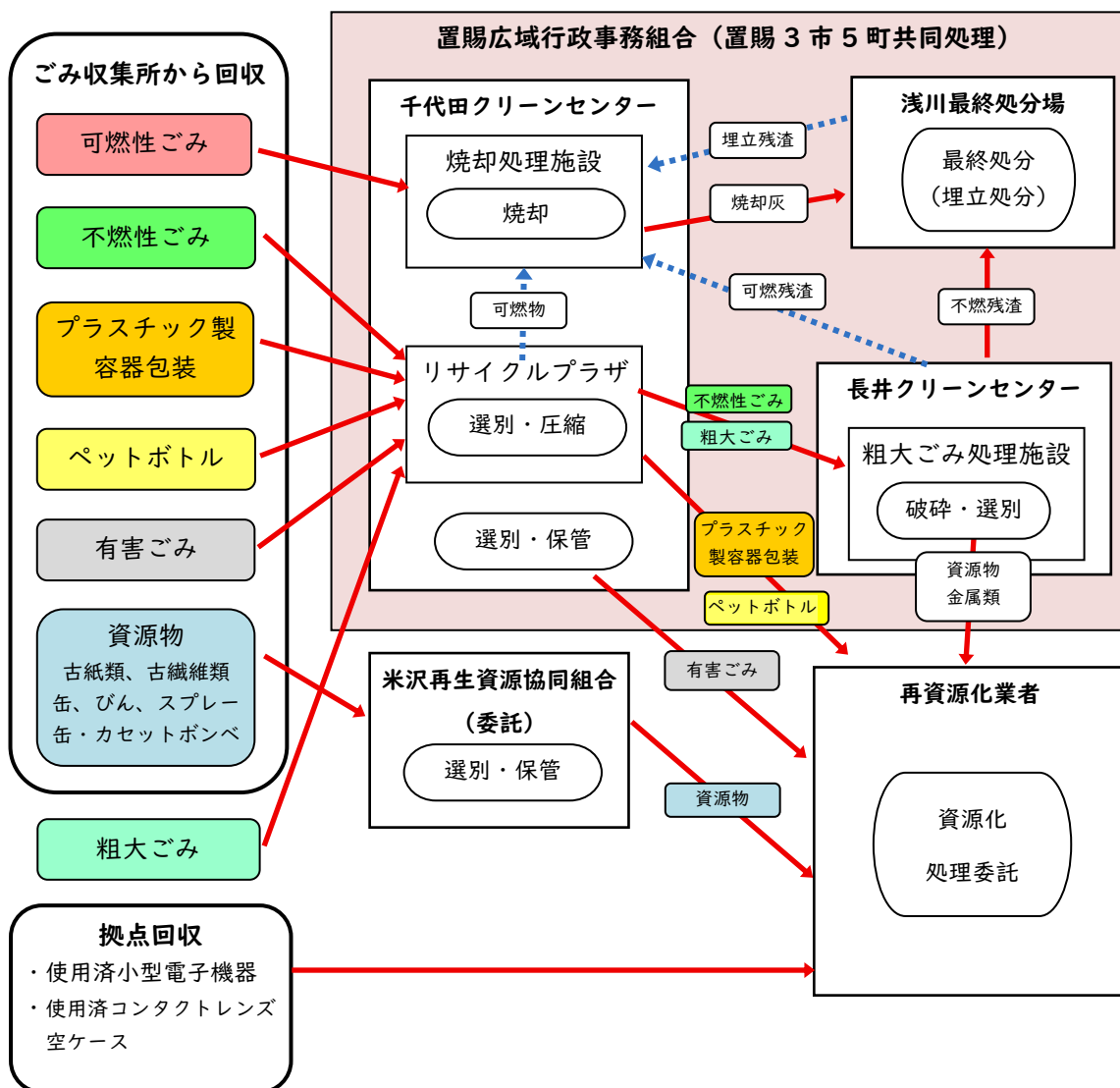
	回収方法	分別区分	使用する袋等	
1	ごみ収集所	可燃性ごみ	指定の可燃ごみ袋	
2		不燃性ごみ	指定の不燃ごみ袋	
3		プラスチック製容器包装	指定の資源袋	
4		ペットボトル	指定の資源袋	
5		有害ごみ	蛍光灯	購入時の外箱など
			乾電池、水銀体温計、ライター、充電式電池、リチウムイオン電池	中身の見えるビニール袋
			プラスチック製エアゾール製品	中身の見えるビニール袋
6		資源物	古紙類(新聞、段ボールなど)	紐で十字に縛る
			古繊維類(古着、毛布など)	中身の見えるビニール袋
	缶(食料缶、飲料缶)		中身の見えるビニール袋	
	びん(食料品、飲料品)		中身の見えるビニール袋	
	スプレー缶、カセットボンベ		中身の見えるビニール袋	
7	戸別回収	粗大ごみ	粗大ごみ用証紙を貼り、粗大ごみ回収センターに電話で依頼	
8	拠点回収	使用済小型電子機器	回収ボックスに投入または認定事業者に自己搬入	
9	拠点回収	使用済コンタクトレンズ空ケース	回収ボックスに投入	

■表3-1 生活系ごみの分類

(2) ごみ処理フロー

本市を含む置賜地域3市5町のごみは、置賜広域行政事務組合が管理する千代田クリーンセンター及び長井クリーンセンターにおいて中間処理（焼却・破碎等）され、中間処理後に生じる焼却灰や不燃残渣については、浅川最終処分場で最終処分（埋立処分）されています。また、プラスチック製容器包装、ペットボトル、有害ごみについては、選別・一時保管後に資源化または委託処理を行っています。

資源物については、米沢再生資源協同組合での選別・一時保管後に、直接再資源化業者に搬入しています。



■ 図3-1 ごみ処理フロー

2 ごみ処理施設

(1) 置賜広域事務組合が所管する施設

① 千代田クリーンセンター 焼却処理施設

本市で排出された可燃性ごみや不燃ごみの可燃残渣を焼却し、その際に発生する熱を利用した発電も行っています。施設の安定稼働を維持するため、定期整備による維持補修工事及び機器更新を実施する必要があるため、令和12年度から15年度までの4か年事業により大規模改修を実施し、15年程度の延命化を図る予定です。

所在地	高島町大字夏茂 2933 番地
処理能力	255 t/日 (85 t/24 h × 3 炉)
処理方法	全連続燃焼式 (ストーカ方式)
処理対象物	可燃性ごみ、不燃性ごみの可燃残渣
稼働開始	平成 11 (1999) 年 4 月
熱利用等	発電 1,990kW

② 浅川最終処分場

千代田クリーンセンターの焼却残渣、長井クリーンセンターの不燃残渣等を埋立処分しています。

所在地	米沢市大字浅川大南 1908 番地	
共用開始	第 1 期：平成 5 (1993) 年 4 月 第 2 期：平成 23 (2011) 年 10 月	
計画埋立期間	15 年間	
埋立対象物	焼却残渣、不燃残渣、土砂ガレキ、浸出水処理施設脱水汚泥	
処分場	埋立面積	40,461 m ²
	埋立容量	128,734 m ³
	埋立方式	サンドイッチ方式、準好気性埋立構造
排水処理	排水処理方式	調整槽 + 生物処理 (接触曝気) + 凝集沈殿 + 砂ろ過 + 滅菌
	処理能力	110 m ³ /日
	放流先	天王川 (1 級河川)

③ 長井クリーンセンター粗大ごみ処理施設

本市で排出された不燃性ごみや粗大ごみの破碎・選別・資源化処理を行っています。令和5(2023)年9月には、分別が不十分なごみの処理が原因とみられる処理設備の爆発事故が発生しました。また、千代田クリーンセンター以上に老朽化が進んでいるため、定期的な整備による維持補修工事や機器の更新を実施し、施設の延命化を図る必要があります。

所在地	長井市舟場 30 番 1 号
処理能力	30 t / 5 時間
処理方法	破碎、選別、資源化
稼働開始	平成 6 (1994) 年 2 月

④千代田クリーンセンターリサイクルプラザ

本市で排出されたペットボトル及びプラスチック製容器包装を選別・資源化のための中間処理をしています。

所在地	高畠町大字夏茂 2933 番地	
処理能力	ペットボトル	ペットボトル 2.2 t / 5 時間 (選別・圧縮)
処理方法	プラスチック製容器包装	プラスチック 11.3 t / 5 時間 (選別・梱包)
稼働時間	5 時間/日	
稼働開始	平成 14 (2002) 年 4 月	

(2) 米沢再生資源協同組合 (置賜資源化センター)

本市で排出された資源物 (缶、びん、古繊維、古紙及びスプレー缶・カセットボンベ) は、米沢再生資源協同組合が収集運搬し、同施設で選別・破碎・保管した後にリサイクル事業者を引き渡しています。

所在地	米沢市大字下新田 2556 番地
処理方法	破碎、選別、保管
稼働開始	平成 14 年 4 月

(3) 民間の最終処分場

令和 8 年 3 月現在、本市には民間の最終処分場が 2 か所あり、米沢市及び置賜広域行政事務組合を除く地方公共団体が、やむを得ない事情により自区内で一般廃棄物の最終処分を行うことができない場合に限り、一般廃棄物の搬入を受け入れています。

市町村が区域を越えて一般廃棄物を搬入または搬出する場合には、双方の自治体の一般廃棄物処理計画との整合を図る必要があることから、受け入れに当たっては米沢市一般廃棄物搬入に係る事前協議に関する要綱に基づき事前協議を行い、米沢市一般廃棄物処理実施計画で決められた年間最大処分量の範囲内で受け入れを検討しています。

施設名	所在地	対象廃棄物	埋立地 総容量	埋立方法	一般廃棄物の 年間最大処分量
ジークライト(株) エコポート最終 処分場	大字板谷 字四郎右エ門沢 773-1~2	焼却処理残渣 破碎処理残渣 し尿・浄化槽汚泥 (脱水後のもの)	4,120,082 m ³	セル・サンド イッチ方式	80,000 t
(株)エコス米沢 最終処分場	大字築沢字中山 南 7028 番 1	焼却処理残渣 破碎処理残渣	360,611 m ³	セル・サンド イッチ方式	10,000 t

3 ごみ排出量の現状

(1) ごみ総排出量

本市におけるごみ排出量の総量は、平成28年度以降8年間にわたりほぼ横ばいで推移していましたが、令和5年度以降は明確な減少が見られます。

横ばいで推移していた要因としては、令和2年度からの新型コロナウイルス感染症の流行により、生活系ごみは巣ごもり需要などにより増加した一方で、事業系ごみは事業活動の縮小により減少し、両者が相殺し合う状況にあったことが考えられます。

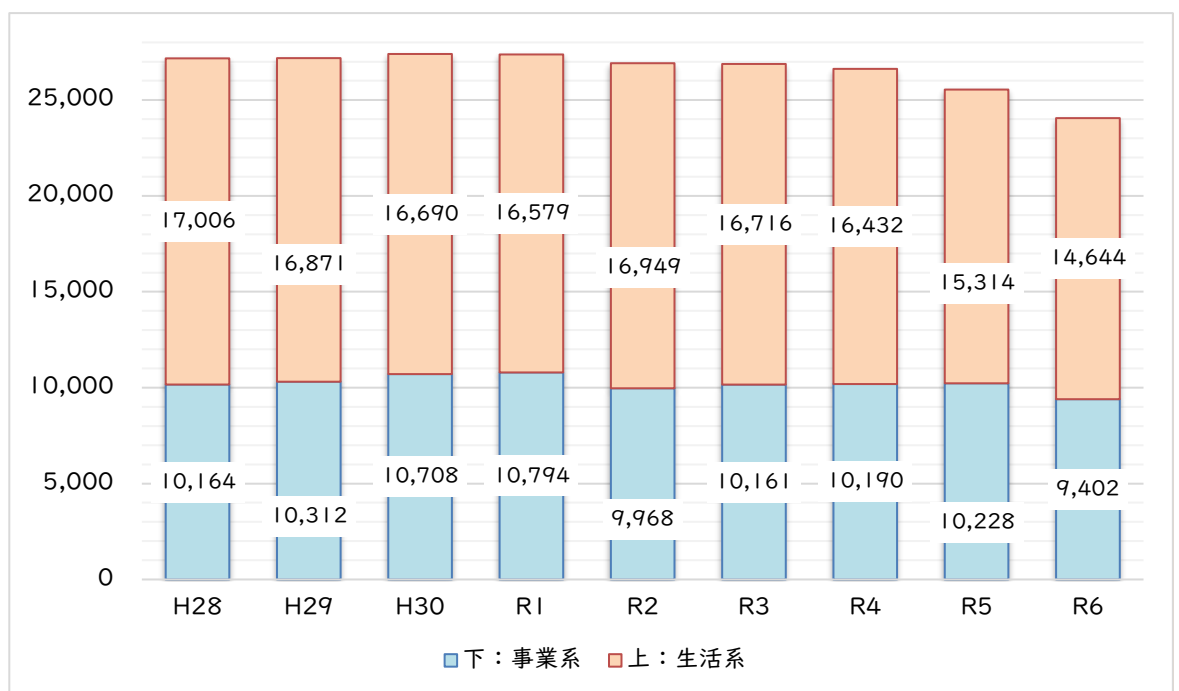
その後、感染症の収束に伴って、生活系ごみは減少に転じ、事業系ごみは増加するなど、逆の動きを示しながらも、全体としては引き続き横ばいの状態が続いていました。

しかし、令和5年度頃からは、人口の減少に加え、物価高騰や仕入価格の上昇、人材不足などの影響が顕著となり、事業規模を縮小する小売業・飲食業等が増加したことから、事業系ごみが減少に転じ、結果としてごみ排出量全体が大きく減少したものと考えられます。

ごみの単位：t 人口の単位：人

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
計	27,170	27,183	27,398	27,373	26,917	26,877	26,622	25,542	24,046
生活系	17,006	16,871	16,690	16,579	16,949	16,716	16,432	15,314	14,644
事業系	10,164	10,312	10,708	10,794	9,968	10,161	10,190	10,228	9,402
人口(10月1日)	83,175	82,058	81,084	80,065	79,118	78,283	77,467	76,179	74,827
対H28比ごみ減少率		0.0%	0.8%	0.7%	-0.9%	-1.1%	-2.0%	-6.0%	-11.5%
対H28比人口減少率		-1.3%	-2.5%	-3.7%	-4.9%	-5.9%	-6.9%	-8.4%	-10.0%

単位：t



出典 千代田クリーンセンター受入月報

(2) 生活系ごみの排出量の状況

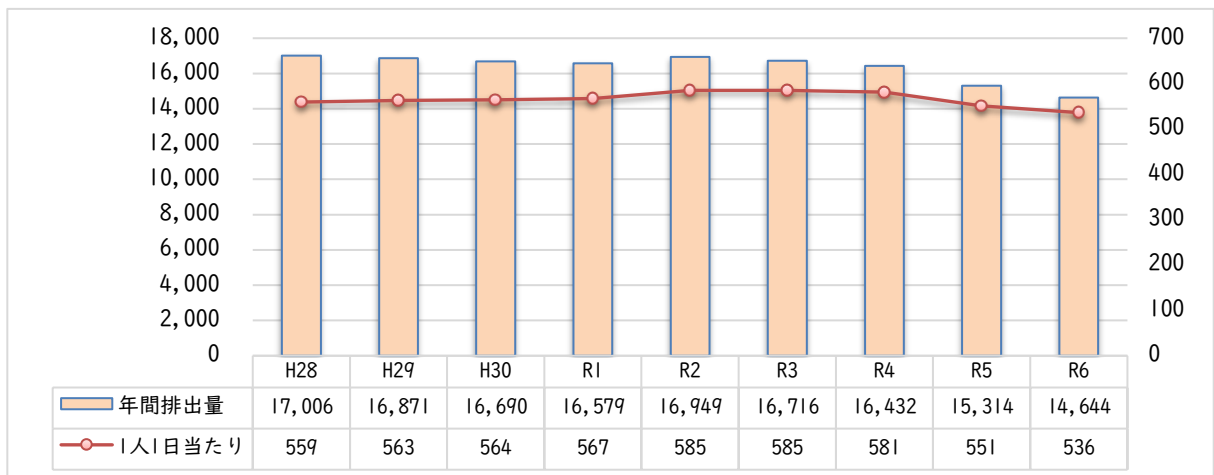
① 生活系ごみの推移

令和6年度の生活系ごみの排出量は14,644tであり、前計画の初年度にあたる平成28年度の17,006tと比較すると、2,362t（約13.9%）減少しました。

令和2年度以降、一時的に生活系ごみの排出量が増加しましたが、これは新型コロナウイルス感染症の流行により外出自粛やテレワークが広がり、家庭内での消費活動が活発化したことに加え、ネット通販や宅配サービスの利用拡大によって、段ボールや使い捨て容器などの包装資材の排出が増加したことが主な要因と考えられます。

その後、令和5年度以降は物価高騰の影響による買い控えなどもあり、家庭内の消費自体が縮小したことに加えて、地域全体の人口減少が進行したことも、生活系ごみ排出量の減少に影響を及ぼしたものと考えられます。

単位：t（年間排出量）、g（1人1日当たり）



出典 千代田クリーンセンター受入月報

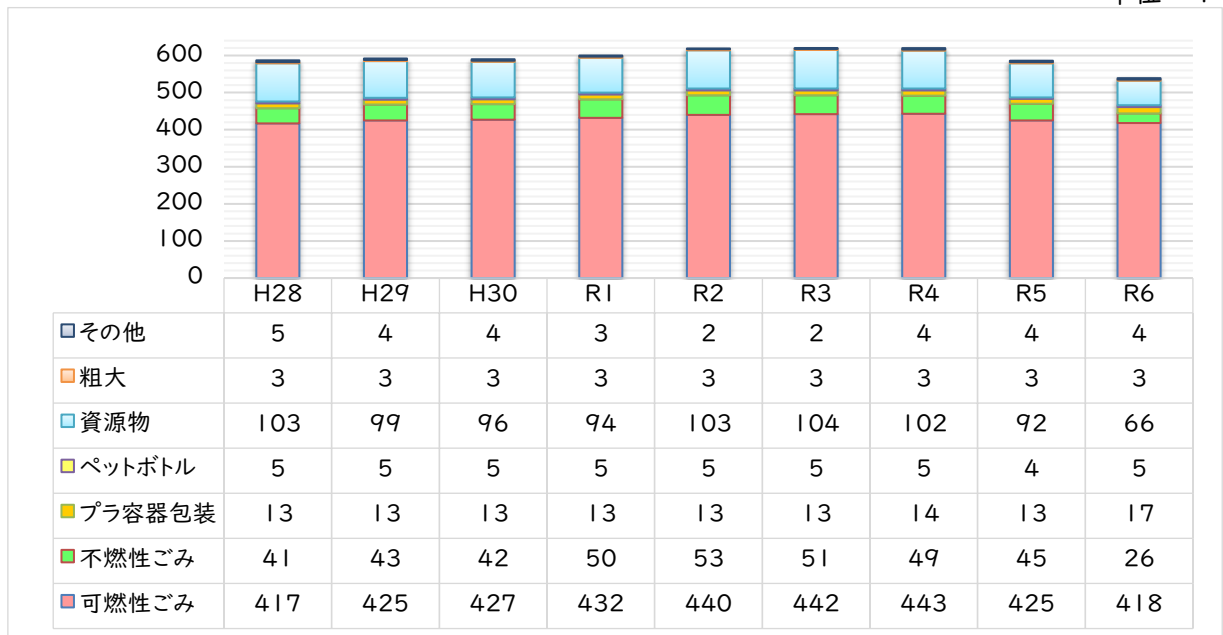
② 市民1人1日当たりの生活系ごみの排出量内訳

内訳では、資源物と不燃ごみ大幅に減少しています。

資源物については、スーパーマーケットなどの店頭でポイントが付与される資源物回収が一般化するなど、回収手段の多様化が大きく影響していると考えられます。

不燃ごみについては、それまで不燃ごみに分別されていた小型電子機器の回収が定着しつつあること、コロナ禍に伴う外出自粛による自宅内の片付け需要が一巡したこと、さらに令和4年度にスプレー缶・カセットボンベの分別区分を不燃ごみから資源物へ変更したことなどが、減少の主な要因であると考えられます。

単位：t



出典 千代田クリーンセンター受入月報

(3) 事業系ごみの排出量

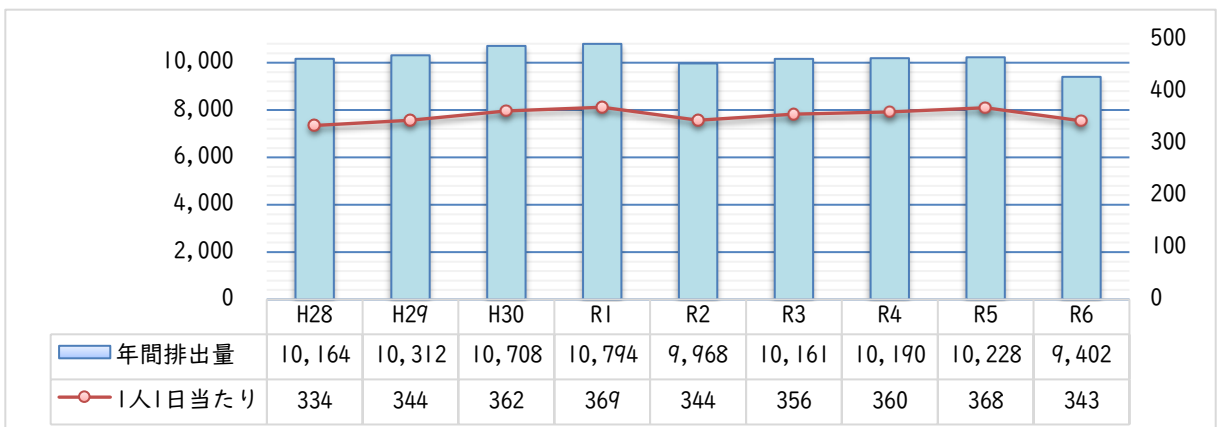
令和6年度の事業系ごみの排出量は8,924tであり、前計画の初年度にあたる平成28年度の9,777tと比較すると、853t（約8.7%）減少しています。

生活系ごみとは対照的に、令和2年度には新型コロナウイルス感染症の影響により、対面型産業での営業自粛やテレワークの普及、イベントの中止などに伴い事業活動が縮小したことなどが一時的な排出量の抑制につながったと考えられます。

その後、感染症の収束に伴い経済活動は徐々に再開し、事業活動も回復傾向を示しましたが、物価高騰や人材不足など、依然として厳しい経営環境が続いています。

令和6年度においては、資金繰りの悪化などにより事業規模を縮小する事業所がみられたり、経済の停滞を実感する事業者も多いことから、全体として事業活動は抑制傾向にあるとみられ、こうした状況がごみ排出量の減少に影響を及ぼしたものと考えられます。

単位：t（年間排出量）、g（1人1日当たり）



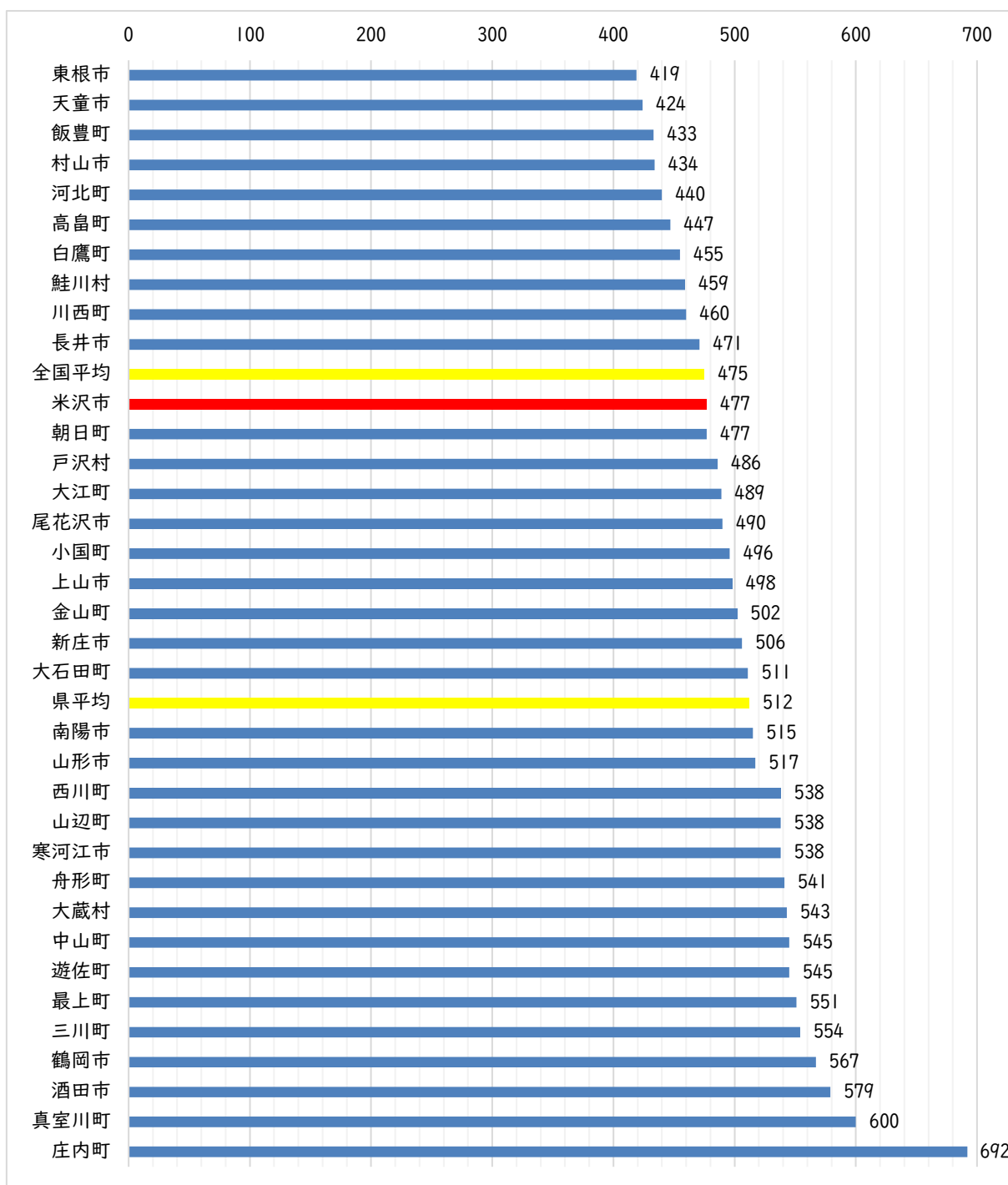
出典 千代田クリーンセンター受入月報

(参考) 県内自治体の1人1日当たりの生活ごみの排出量比較

令和5年度における県内自治体の1人1日当たりの生活ごみ(資源物を除く)の排出量は以下のとおりです。

本市の数値 477g は県内 35 自治体中 12 番目で、県平均 512g よりも 35g 少ない数値を示していますが、全国平均よりはわずかに多い状況です。

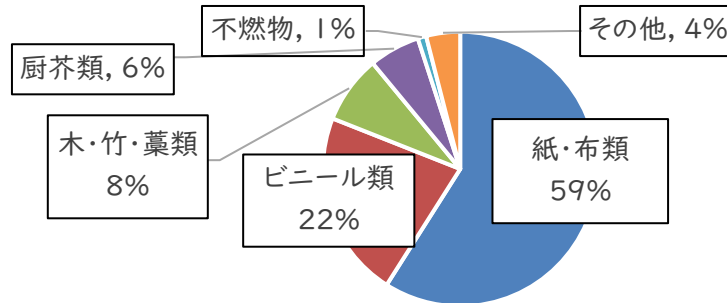
単位：g



出典 一般廃棄物処理実態調査(令和5年度)

(4) 可燃性ごみの内訳

可燃性ごみは全体の約 7 割を占めており、千代田クリーンセンターに搬入される可燃性ごみの組成分析によると、その約 6 割が紙・布類となっています。



(5) リサイクル（資源物）の状況

①資源化量の推移

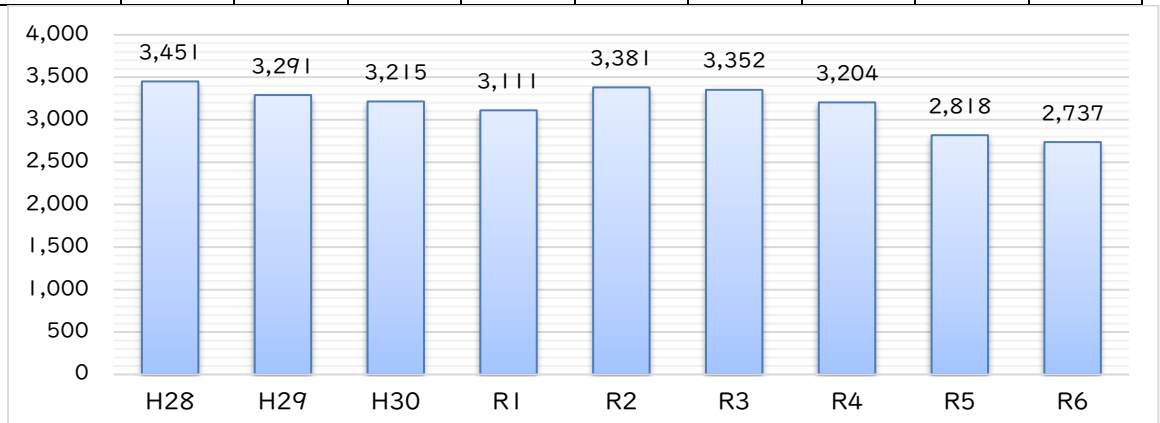
令和 6 年度の資源化量は 2,737t であり、前計画の初年度である平成 28 年度の 3,451t と比較すると、714t（約 20.1%）減少しています。

資源化量は市内のごみ収集所から回収された資源物の量を示しており、平成 28 年度以降、全体として減少傾向が続いていますが、令和 2・3 年度は、新型コロナウイルスの影響による巣ごもり生活などで一時的に増加したものとみられます。

この減少傾向の背景には、人口減少に加え、店頭回収の一般化など、市民による資源物の直接的な再利用や回収手段の多様化があると考えられます。

単位：t

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
市回収量	3,451	3,291	3,215	3,111	3,381	3,352	3,204	2,818	2,737
古紙	1,587	1,495	1,389	1,334	1,528	1,511	1,415	1,208	1,104
金属	469	488	538	537	573	566	514	423	493
ビン	468	452	441	402	406	393	414	389	375
古繊維	191	190	195	204	220	210	196	177	164
プラ容器包装	567	506	500	489	508	515	514	480	456
ペットボトル	169	160	152	145	146	157	151	141	145

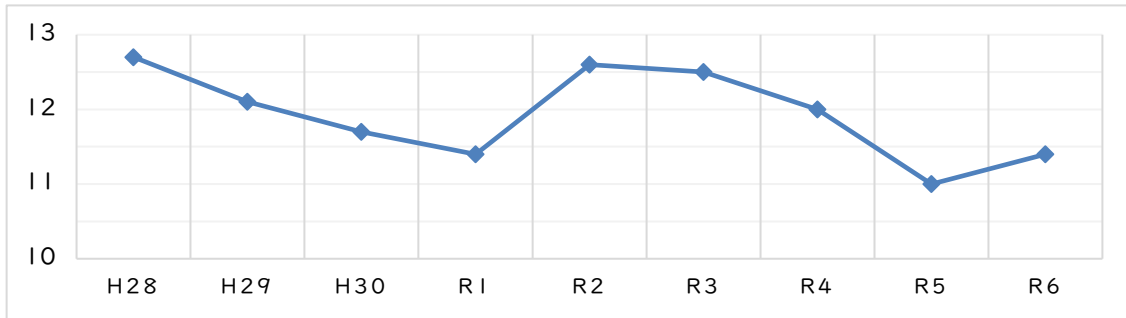


出典 一般廃棄物処理実態調査

②リサイクル率（資源化量÷ごみ総排出量）

概ね資源化量と同じように減少傾向を示しています。

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
実績	12.7%	12.1%	11.7%	11.4%	12.6%	12.5%	12.0%	11.0%	11.4%



出典 一般廃棄物処理実態調査

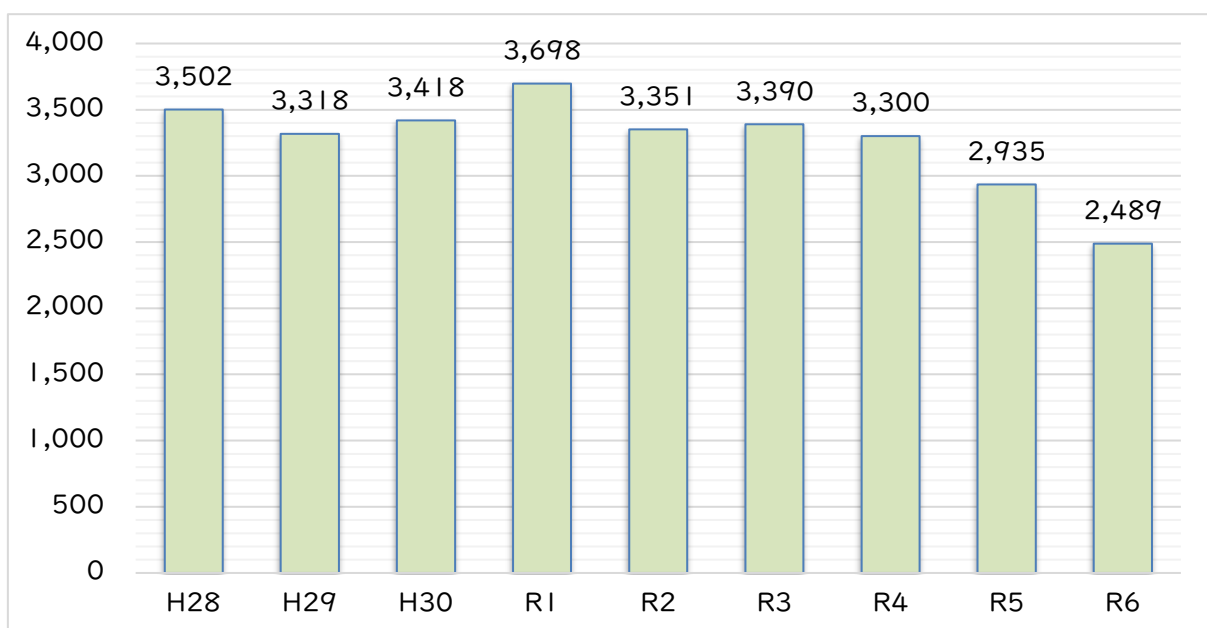
(6) 最終処分量

本市から排出されたごみは、千代田クリーンセンター又は長井クリーンセンターに搬入され、焼却・破碎等の中間処理後に、浅川最終処分場で最終処分（埋立処理）されます。

前計画の最終年度にあたる令和7年度の最終処分量は2,388tを見込んでおり、前計画初年度の平成28年度数値に対し、1,114t（31.8%）の大幅削減が見込まれます。

理由として、人口減少などによるごみ排出量の削減もありますが、本市の社会情勢が消費から資源化に転化・定着し始めたことも大きいと考えられます。

単位：t



出典 一般廃棄物処理実態調査

(7) ごみ処理にかかる経費

①ごみ処理にかかる経費

単位：千円

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
ごみ処理量 (t)	26,768	26,632	27,102	27,042	26,479	26,481	26,145	24,349	23,805	
処理費用	411,056	399,156	408,939	461,282	470,402	485,663	543,335	623,442	655,703	
内訳	収集作業費	247,134	246,861	246,627	249,887	253,148	260,123	277,868	270,834	282,774
	中間処理費	14,194	14,292	14,184	14,590	15,319	15,845	16,397	16,668	17,843
	分担金	149,728	138,003	148,128	196,805	201,935	209,695	249,070	335,940	355,086
人口 (人)	83,175	82,058	81,084	80,065	79,118	78,283	77,467	76,179	74,827	
1t当たり	15	15	15	17	18	18	21	26	28	
1人当たり	5	5	5	6	6	6	7	8	9	

ごみ処理経費は増加傾向にあり、平成28年度から令和6年度までの間に約2.4億円増加しています。この増加分の約8割は、共同処理を行っている置賜広域行政事務組合への分担金であり、施設維持や老朽化補修経費の増加などが主な要因です。

また、1t当たり及び1人当たりの処理費用についても、令和6年度は平成28年度と比較して約1.8倍に上昇しています。

②資源物の売払収入

単位：千円

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
古紙	36,743	41,696	32,496	13,066	3,653	4,711	5,489	13,232	11,866
金属	13,266	16,960	17,050	12,724	13,800	24,248	28,394	23,844	28,380
ペットボトル	3,417	5,736	5,519	7,025	4,806	5,347	12,518	5,649	8,572
その他	0	0	0	0	143	233	219	1,030	917
合計	53,426	64,392	55,065	32,815	22,402	34,539	46,620	43,755	49,735

※その他は、古繊維、スプレー缶、使用済小型電子機器

③資源物の回収量

単位：t

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
古紙	新聞紙	746.0	688.3	633.1	585.1	644.9	652.4	561.3	485.4	438.5
	雑紙	390.8	367.8	341.3	340.0	379.8	351.5	339.8	274.8	247.0
	段ボール	450.0	438.6	413.9	409.2	503.1	510.9	488.5	409.5	418.0
金属	スチール	65.0	64.4	62.9	58.2	61.0	58.2	60.7	50.5	46.1
	アルミ	91.6	93.0	93.5	93.5	106.4	107.1	104.5	97.5	92.1
ペットボトル	138.9	139.4	136.1	134.1	133.3	130.0	135.6	120.5	121.3	

売払収入は、資源物の回収量だけでなく、国際的な需給バランスや為替動向を含む経済情勢の影響を受けやすい売払単価によって大きく変動します。そのため、安定的な収入確保には、単に回収量を増やすだけでなく、品質の高い資源物を確保することが重要となります。適正な分別を徹底することは、資源物の品質向上につながり、貴重な収入源となるだけでなく、限りある資源を有効に活用する循環型社会の形成にも寄与します。

また、人口減少が進行する本市においては、将来的な財政負担の増加が懸念される中、ごみ処理経費の抑制が重要な課題となっています。このため、ごみの発生抑制や減量化を図るとともに、資源物としての回収量を増やすため、市民・事業者と連携しながら、引き続き適正な分別の推進に取り組んでいく必要があります。

4 目標と進捗状況

(1) 取組の状況

前計画では、「ごみの発生・排出抑制」、「排出されたごみをできるだけ資源化」を目的に、市民、事業者、行政ごとの役割を定め、以下の取組を行ってきました。

①市民における方策

ごみの減量化やリサイクルの重要性を市民に認識してもらい、自発的にごみの減量化や資源化に取り組めるよう、意識醸成や周知の徹底を図りました。

衛生組合や町内会に対しては、自主的な美化活動や研修会の開催などを支援しました。

また、ごみの分別誤りによって収集所から回収されなかったごみや市民からの問い合わせ内容について分析を行い、分別間違いの傾向の把握に努めました。

●各地域での清掃活動や川掃除の実施及びごみ減量に関する勉強会の開催

衛生組合や町内会の自発的な美化活動等を促進するため、市ではごみ袋の提供、回収したごみや川土砂の回収などの支援を行ったほか、楽しみながらごみ拾いを行うスポGOMIなど、若い世代などにもこうした活動に参加してもらえるような取り組みも行いました。また、市では衛生組合、小中学校、外国人技能実習生などを対象とした出前講座、衛生組合連合会と連携した段ボール式生ごみコンポスト作成講習会などの研修会を開催しました。



衛生組合や町内会の自主的な美化活動



外国人等を対象とした研修会

②事業者における方策

事業活動に伴うごみの排出抑制や再利用の促進を目指し、置賜広域行政事務組合が発行する事業系ごみの分別案内冊子や、収集運搬業許可業者を通じて、ごみの減量化や資源化の推進に関する周知を行いました。

③行政における方策

プラスチックごみゼロを目指し、市民・事業者・行政が一体となって取り組むため、令和4年7月に米沢市は「プラスチックごみゼロ宣言」を行いました。宣言以降、市では市民

に先駆けて行政から実践することを基本とし、庁内会議でのペットボトル飲料の代替や、職員によるマイバッグ・マイボトル・マイ箸の利用促進などを行っています。

併せて、市ホームページや広報よねざわ、SNSを通じた周知を行うとともに、市内の約400の衛生組合で組織される米沢市衛生組合連合会と連携した研修会の実施や、市民・事業者と連携したイベントへの積極的な出展にも取り組んでいます。



米沢市プラスチックごみゼロ宣言

プラスチックは、今や私たちの生活に欠かせないものとなっています。その一方で、ポイ捨てされたペットボトルやレジ袋などのプラスチックごみは、河川を遡り海洋環境やそこに生きる生態系に影響を与えるなど、深刻な地球規模の環境問題となっています。

こうした問題は、最上川の源流に位置する本市においても無関係でいられない重要で身近な問題です。その解決のためには、私たち一人ひとりがこの問題を「自分のこと」として捉え、プラスチックごみのポイ捨てをしない・させない環境づくりや使い捨てプラスチックの使用削減などの取組を進めていく必要があります。

そこで、SDGsの目標達成とゼロカーボンシティの実現を目指す米沢市は、豊かで美しい地球を未来の子もたたちに引き継ぐために、環境等に配慮したエシカル消費をはじめとするライフスタイルへと転換し、持続可能な循環型社会形成に向け、プラスチックごみゼロを目指した取組を市民・事業者・行政が丸ごと進めることを、ここに宣言します。

令和4年7月22日

米沢市長 中川 勝

【取組の概要】

- 1 最上川の源流に位置する本市で生きる私たちの責任として、川から海へプラスチックごみを流さないことを目指し、ポイ捨てをしない・させない環境づくり・環境づくりに取り組めます。
- 2 使い捨てプラスチックの使用削減を広く呼びかけ、マイバッグ、マイボトル、マイはしの活用を推進します。また、使い捨てプラスチックの使用削減に取り組む事業者と連携して取組を進めます。
- 3 ライフスタイルを見直し、環境・人・地域・社会に配慮した消費行動、いわゆる「エシカル消費」ができるよう情報発信するとともに、環境教育を強化します。
- 4 プラスチックごみの分別徹底を呼び掛け、リサイクルを推進し、ごみの排出量を減らします。
- 5 市民・事業者・行政が丸ごととなり、挑戦と創造の力をもって、プラスチックごみ



●ごみ処理システムの構築（適正分別による安定的な収集運搬体制）

一般廃棄物収集運搬委託業者や市内の一般廃棄物収集運搬許可業者等と適時意見交換を行い、市内一般廃棄物の安定的な収集運搬体制の維持に努めるとともに、衛生組合と連携し、ごみ出しルールの徹底などによるごみ収集所の適正管理を進めました。

また、車両火災等の事故を防ぐため、市民に対する適正分別への協力を呼び掛けたほか、スプレー缶・カセットボンベの分別変更、リチウム電池排出時の注意喚起などの情報発信を行いました。



令和3年4月14日に発生したごみ収集車の車両火災

●環境教育、啓発活動の充実

ごみ減量化に関する意識を醸成するため、市ではホームページ、広報よねざわ、SNS等で情報発信を行いました。併せて、市内の小中学校、町内会、衛生組合、外国人技能実習生などを対象とした出前講座の実施、米沢市衛生組合連合会との連携による研修会の開催、よねざわ環境フェスや段ボール式生ごみコンポスト講習会の実施、各種イベントへの出展にも積極的に取り組みました。

また、リユースプラットフォームやフリマアプリなどのリユース手段や、資源買取業者への引き渡しなどのリサイクル方法についても、市民への周知を行いました。



研修会の開催



環境フェスの開催

●グリーン購入の促進

市民や事業者の模範となるよう、市が率先して、環境に配慮した製品・サービスの調達を推進しました。

●資源化の促進

最終処分場への埋立量を抑制しつつ資源化を図るため、以下の取り組みを行いました。

- ・市からの情報発信のほか、一般廃棄物処理業許可業者や千代田クリーンセンターからも、リユースやリサイクルを優先検討するよう呼びかけました。
- ・置賜広域行政事務組合とサントリーホールディングス株式会社が協定を締結し、令和6年4月からペットボトルの水平リサイクルを開始しました。



サントリーホールディングス株式会社の水平リサイクル

- ・使用済小型電子機器の拠点回収として、回収ボックスを市内6か所に設置し、回収物は市内の資源化業者に引き渡しました。
- ・令和4年10月に締結した山形県公立大学法人、HOYA株式会社との3者協定に基づく拠点回収として、市内小中学校やコミュニティセンターなど約50か所に回収ボックスを設置し、使用済コンタクトレンズ空ケースの資源化を推進しました。



小型電子機器回収ボックス（右）とコンタクトレンズ空ケースの回収ボックス（左）



回収したコンタクトレンズ空ケース

- ・食品ロス削減対策として、本市の食育イベントなどに合わせてフードドライブを令和4年度から実施しています。回収品は、子ども食堂の食材や支援が必要な世帯へ配布するフードパントリーに使用されました。

●不適正排出や不法投棄防止対策の徹底

不法投棄防止の看板、のぼり旗、監視カメラの設置による不法投棄の未然防止、継続的なパトロールによる事案の早期発見・解決に努めたほか、県・衛生組合・事業者等との合同パトロールを定期的に行い、関係機関の情報の共有を行いました。

また、各衛生組合や事業者による自発的な清掃活動への支援や、市内の一般廃棄物収集運搬業許可業者で組織する米沢一廃処理業協同組合との連携による清掃活動を通じて、地域の美化活動の推進に取り組みました。



不法投棄防止ののぼり旗設置



米沢一廃処理業協同組合との清掃活動

④協調体制による方策

●関係自治体等との連携

置賜広域行政事務組合及び構成自治体、県、関係機関との定期会議、連携した現場対応時などに、事案の改善や解決に向けた情報共有や意見交換を行いました。

●市民・事業者との連携

市民、事業者、学識経験者で構成される米沢市廃棄物減量等推進審議会に定期的に諮問しながら、本市のごみ対策事業を推進しました。また、米沢市衛生組合連合会、米沢市一廃処理業協同組合、さらに市内のし尿処理業許可業者で組織する米沢環境事業協同組合と連携した各種事業を通じ、市民に対してごみ排出の抑制や資源化への意識向上を図りました。

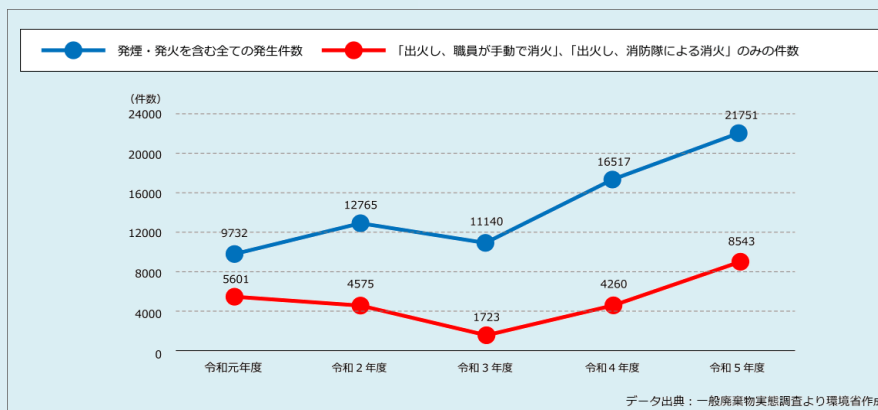
☆コラム☆ そのごみ袋、リチウムイオン電池は入っていませんか？

○身近なリチウムイオン電池が、思わぬ事故につながる場合があります。

スマートフォンやモバイルバッテリー、コードレス掃除機など、私たちの暮らしの中にはリチウムイオン電池を使った製品がたくさんあります。



便利で身近な電池ですが、捨て方によっては、発熱や発火を起こしてしまうことがあり、こうした事故は、近年、全国的に増えています。



○どんな被害が起きるの？

家庭ごみに混ざったりリチウムイオン電池による火災が発生すると、ごみ収集や処理が一時的に止まってしまふ、復旧に多くの時間や費用がかかる、作業員や周囲の安全に影響が出るなど、私たちの生活にも大きな影響を及ぼす可能性があります。

○正しい分別が、まちの安全につながります。

米沢市では、電池類は「有害ごみ」に分類しており、膨らんだものも回収していますので、透明な袋に入れ、「有害ごみ」の収集日にごみ収集所へ出してください。

但し、ノートパソコンなど有害ごみとして出せないものやスマートフォンなど「使用済小型電子機器」としての排出を推奨しているものなどもありますので、分別ガイドブックや市ホームページで確認してからの排出をお願いします。

リチウムイオン電池を正しく分別することは、火災を防ぐだけでなく、ごみ収集や処理に関わる作業員の安全を守り、市の負担を減らすことにもつながります。一人ひとりのちょっとした心がけが、安全で安心なまちづくりを支えています。



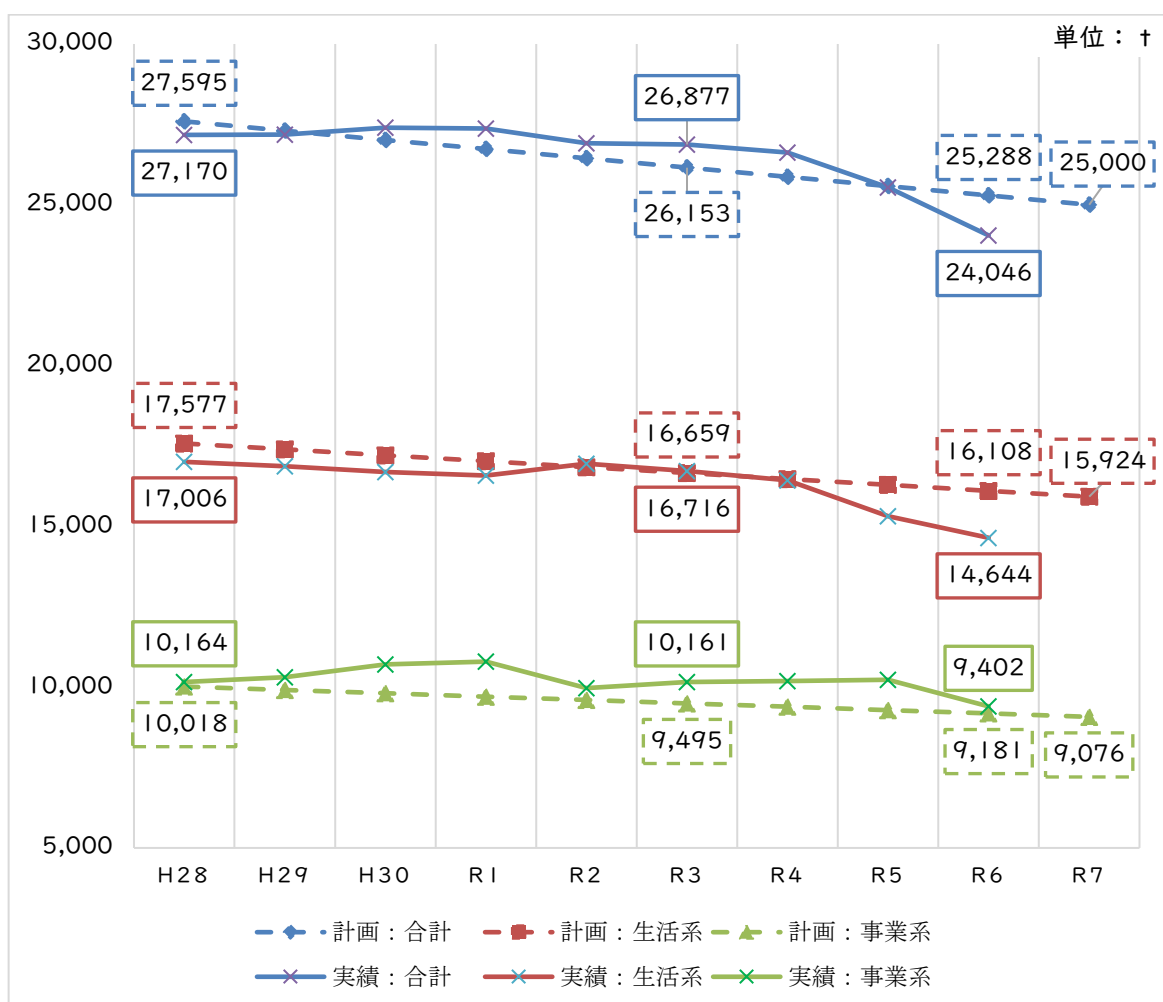
市ホームページで
ご紹介しています

(2) 目標値と実績の比較

① ごみ総排出量

単位：t

	平成26年度 前計画基準	令和3年度 前計画中間	令和6年度 本計画基準	令和7年度 前計画最終
総排出量 目標	28,034	26,153	25,288	25,000
総排出量 実績	—	26,877	24,046	—
生活系 目標	18,220	16,703	16,341	15,700
生活系 実績	—	16,716	14,644	—
事業系 目標	9,814	9,520	9,313	9,300
事業系 実績	—	10,161	9,402	—



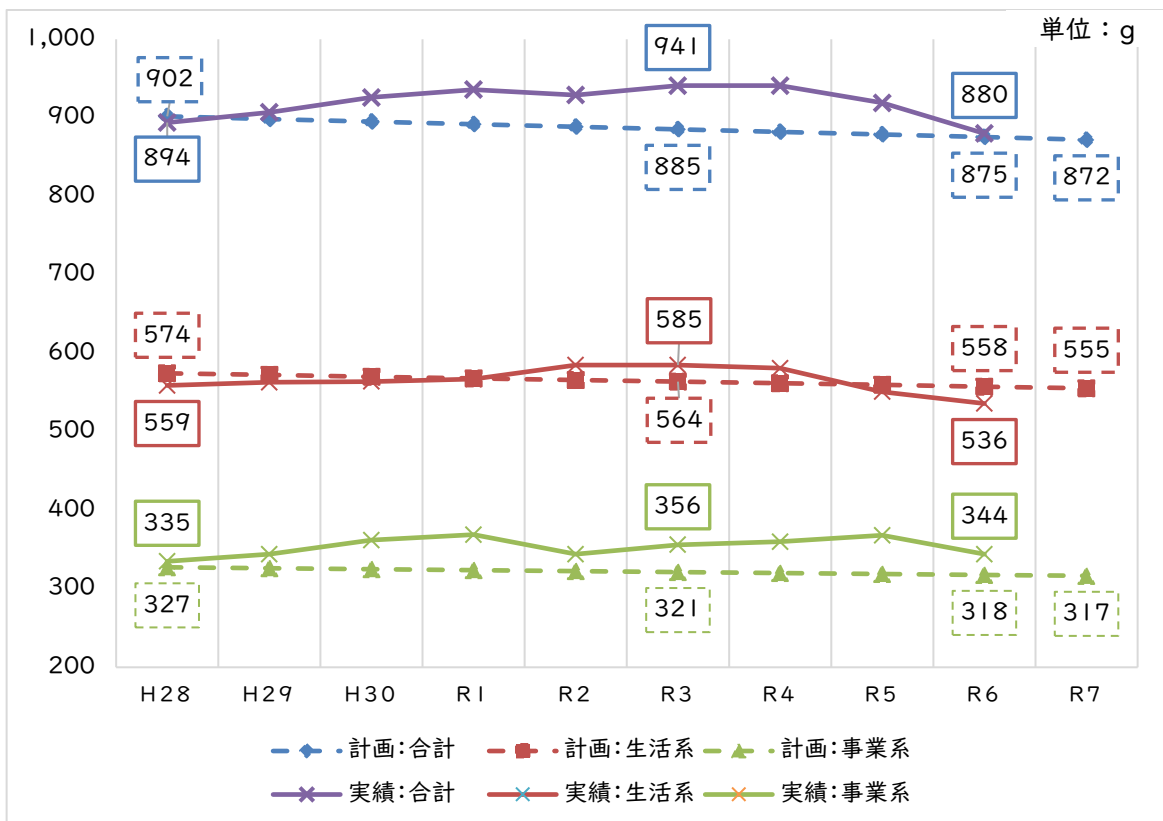
令和6年度時点で、最終目標（令和7年度）を達成しています。

令和2年度以降新型コロナウイルス感染症の流行もあり、ほぼ横ばいに推移していましたが、令和5年度からは明確に減少しています。ごみ総排出量は減少傾向（平成28年度比約11%減）にあり、人口減少率（平成28年度比約9%減）以上の減少率をみせていることから、生活系ごみについては一定の施策効果が発揮されたと推測されます。

② 1人1日当たりのごみ排出量

単位：g

	平成26年度 前計画基準	令和3年度 前計画中間	令和6年度 本計画基準	令和7年度 前計画最終
生活系+事業系 目標	902	885	875	872
// 実績	-	941	880	-
生活系 目標	586	564	558	557
実績	-	585	536	-
事業系 目標	316	321	318	315
実績	-	356	344	-



生活系ごみは令和6年度時点で最終目標（令和7年度）をすでに達成していますが、事業系ごみは減少傾向が鈍く、高止まりの状況が続いています。

その要因としては、新型コロナウイルス感染症の拡大により一時的に排出量が減少した事業活動が、その後の経済活動の再開・回復に伴い排出量が戻ったことが影響していると考えられます。

③ 資源化量

単位：t

	平成26年度 前計画基準	令和3年度 前計画中間	令和6年度 本計画基準	令和7年度 前計画最終
計画	3,512	3,692	3,782	3,812
実績	-	3,352	2,737	-

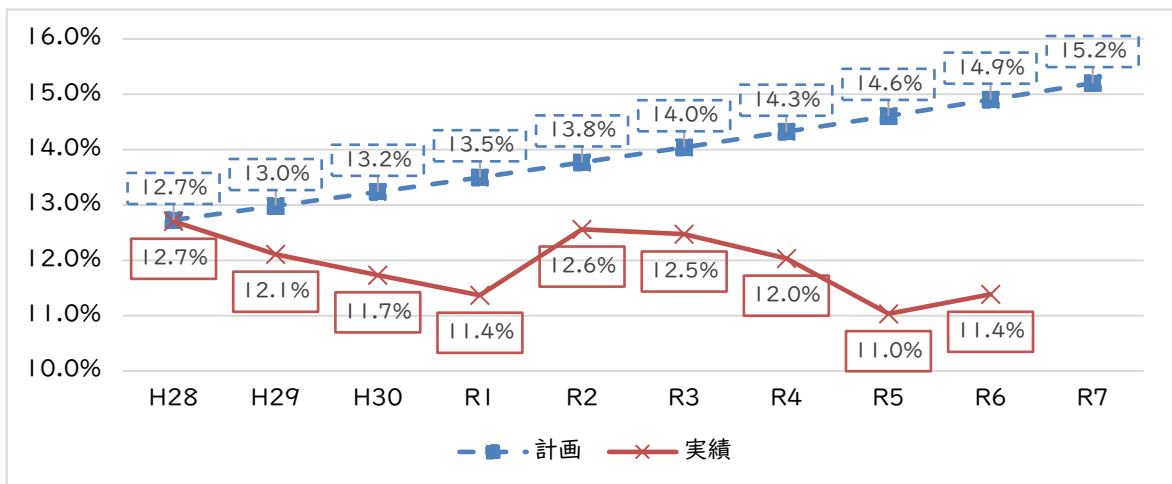
増加目標に対し、令和6年度まで減少傾向が続いています。

ごみ収集所への資源物排出は減少傾向にあり、その一部についてはポイント付与がされる店頭回収などに流れている状況とみられます。また、それ以外の減少については、リフューズ（ごみになるものを受け取らない）やリユース（再利用）の増加もあるとみられるため、継続した実態調査等が必要と考えられます。

④ リサイクル率

リサイクル率の単位：％ ごみの単位：t

	平成 26 年度 前計画基準	令和 3 年度 前計画中間	令和 6 年度 本計画基準	令和 7 年度 前計画最終
リサイクル率 計画	12.5	14.0	14.9	15.2
実績	—	12.5	11.4	—
廃棄物量 計画	28,034	26,223	25,654	25,000
実績	—	26,877	24,046	—
資源化量 計画	3,512	3,692	3,782	3,812
実績	—	3,352	2,737	—



増加目標に対し、令和 6 年度まで減少傾向が続いています。

令和 2～4 年度は巣ごもり需要で資源物の回収量が増加したなどの影響で一時的に向上しましたが、全体的には資源物の回収量に連動して減少傾向にあります。

なお、資源化量、リサイクル率に、市内小売店などの店頭回収及び衛生組合などの集団回収分を追加した実績は以下になります。

リサイクル率の単位：％ 資源化量の単位：t

	平成 26 年度 前計画基準	令和 3 年度 前計画中間	令和 6 年度 本計画基準	令和 7 年度 前計画最終
リサイクル率	—	14.7	14.6	—
資源化量	—	3,961	3,509	—

5 前計画までの課題

●資源化の徹底について

可燃性ごみの約6割を、資源化が可能な紙・布類が占めていることから、米沢市の一般廃棄物の排出量を削減するためには紙・布の排出抑制が必要であり、資源物への分別を徹底し、資源リサイクルすることが効果的であると考えられます。

●適正排出（正しいごみ分別の周知）について

分別を誤ったごみの排出が増えたことに伴い違反シールの処理など収集作業負担が増加したり、未回収となったごみが放置されることで収集作業や地域の衛生環境に影響を及ぼす事案が発生しています。

また、リチウムイオン電池やスプレー缶を誤って不燃性ごみとすることによる車両火災が起きています。

分別の適正化は資源化の推進にも直結するため、今後もわかりやすく効率的なごみ分別の周知や適正分別が維持される方策の研究・実施が必要といえます。



分別誤りのごみ袋が山積みとなったごみ収集所

●プラスチックごみの削減について

本市では令和4年7月22日のプラスチックごみゼロ宣言に伴い、市全体でプラスチックごみの削減を目指していますが、今後一層の削減に向け取り組んでいく必要があります。

●事業系ごみの削減及び資源化の推進について

本市の1人1日当たりの生活系ごみは県内平均を下回りますが、事業系ごみの排出量が多いため、全体では県内平均以上の排出量となっています。経済活動の結果でもあるため、単純な排出抑制ではなく、実態調査などを踏まえ、ムダの削減、資源化の促進を検討していく必要があります。

●ごみ収集所の管理と収集体制の検討について

既存のごみ収集所は約2,300か所あり、更なる増加により収集運搬事業費の増加や作業の遅れに繋がる恐れがあることから、高齢者・障がい者世帯などへの配慮を行いつつ、稼働率の低いごみ収集所の集約を検討するなど慎重に判断していく必要があります。

●資源化の指標について

前計画では、ごみ収集所から収集される資源物量を評価指標の基礎としてきましたが、リユースや店頭回収が一般化したこともあり、市全体の資源化状況を反映するため、より適した指標や調査手法を講じる必要があります。

第4章 目指す姿

1 目指す姿と実現に向けた方針

目指す姿 資源が循環する、持続可能なまちづくり

前計画では、ごみの減量及び資源化の促進に取り組み、市民によるごみ減量・資源化の活動も活発化してきました。

令和8年度からの新まちづくり総合計画では、「環境に配慮した脱炭素社会の形成」を基本目標に掲げており、環境基本計画においても、ごみの減量と資源化を推進し、持続可能な循環型社会の実現を目指しています。

本計画では、こうした総合計画等との整合性を図りながら、本市における資源化の状況を把握するための指標を設定し、ごみの減量と資源化をさらに促進する取り組みを進めます。資源が循環する、持続可能なまちづくりを推進していきます。

また、一般廃棄物処理実施計画を策定し、本計画を着実に推進するために毎年事業内容等を具体的に定め、実施していきます。

持続可能なまちづくりのためには、行政、事業者、そして市民一人ひとりが資源及び廃棄物について各々の立場を理解して行動に責任を持ち、互いに連携して取り組んでいくことが重要です。

基本方針1 ごみの減量化

これまでの3Rにリフューズ（ごみになるものは受け取らない・断る）を加えた4Rを推進し、出来るだけごみを減らす意識の定着と向上を図ります。また、エシカル消費の普及啓発により、ごみゼロライフスタイルを推進します。

基本方針2 資源の有効活用

限りある資源を無駄なく活用するため、未利用資源の活用やリサイクルの拡充、多角的な資源活用策を推進します。

基本方針3 ごみの適正処理

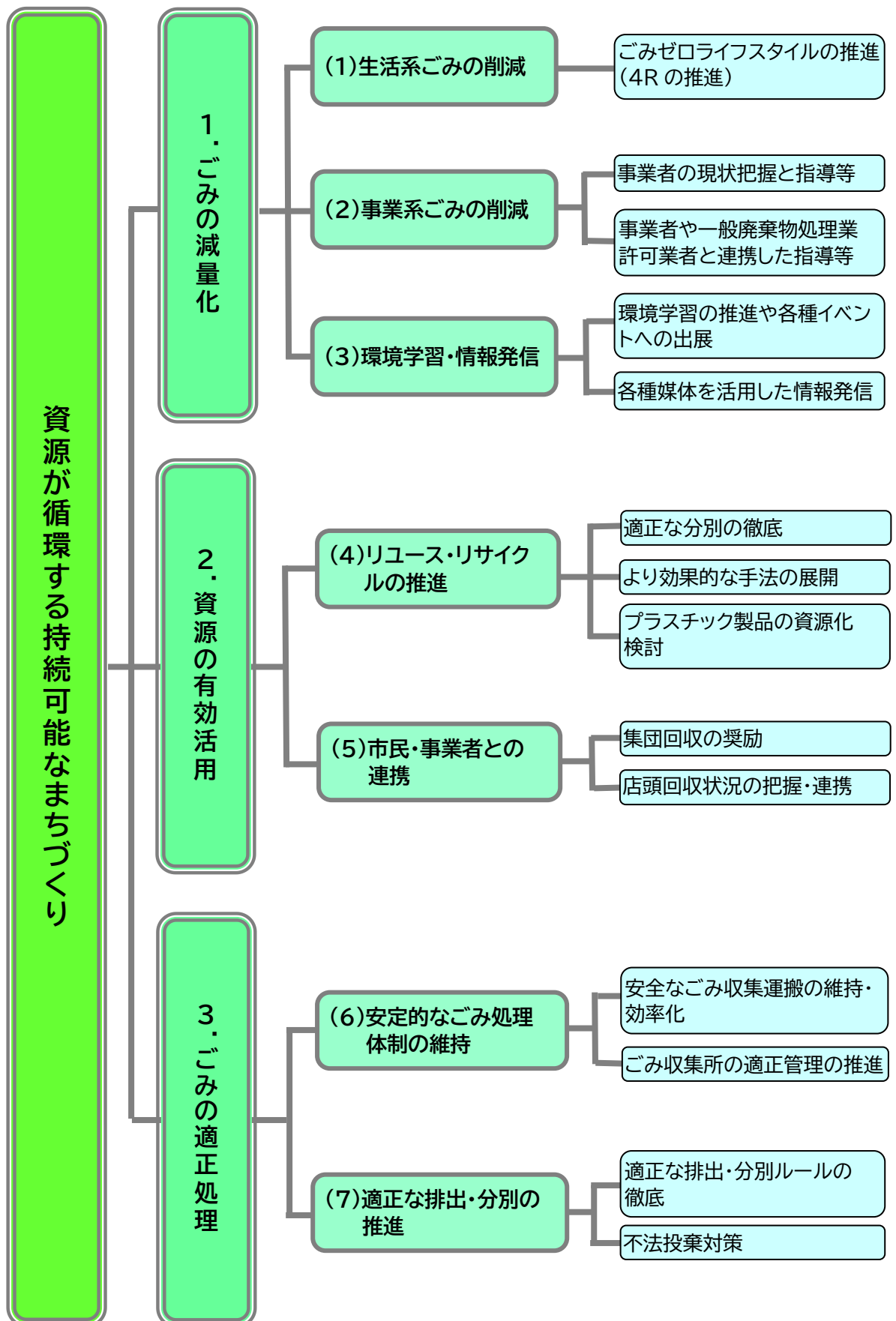
安定したごみ処理体制を維持するため、収集運搬、中間処理、最終処分の各段階において適正なごみ処理を推進するとともに、不法投棄の未然防止および早期発見・迅速な対応に取り組み、環境保全と地域の安全確保を図ります。

【目指す姿】

【基本方針】

【個別方針】

【施策】



2 具体的な取り組み

基本方針1 ごみの減量化

個別方針(1)生活系ごみの削減

ごみゼロライフスタイルの推進(4Rの推進)

循環型社会形成推進基本法では、ごみ処理時の循環方法の優先順位が明確化され、ごみを出さないリデュースが最も重要視されています。

しかし、米沢市プラスチックごみゼロ宣言の達成に向けては、レジ袋の辞退やワンウェイプラスチックの代替など、リデュースの前段階の行動であるリフューズの効果が重要であることから、本計画ではリフューズ（発生回避）を最優先手段とする4Rを推進します。



① リフューズ 【発生回避：ごみになるものは受け取らない、家に持ち込まない】

- (例)・レジ袋を断り、マイバッグを持参する。
- ・ストローや使い捨てスプーンを断る。
 - ・過剰包装の商品を選ばない。
 - ・必要のないノベルティや無料配布品を受け取らない。



② リデュース 【発生抑制：買う量・使う量を減らし、ごみを出さないようにする】

- (例)・マイバッグ・マイボトル・マイ箸を携帯する。
- ・詰め替え商品を選ぶ。
 - ・食材は必要な分だけ購入し、大量買いを控える。
 - ・生ごみの水切りをする。



③ リユース 【再使用：繰り返し使えるものは、そのまま再利用する】

- (例)・マイバッグ・マイボトル・マイ箸を携帯する。
- ・壊れたものを修理して使う。
 - ・リユース・リサイクルのショップやアプリを活用する。
 - ・空き瓶や空き缶などを保存容器として利用する。



④ リサイクル 【再生利用：一度使ったものを資源として再利用する】

- (例)・ごみは適正に分別する。
- ・集団回収、拠点回収、店頭回収などを利用する。
 - ・エコマーク製品やリサイクル製品を利用する。



4R(ごみゼロライフスタイル)の普及啓発を行います

「1日100g(卵2個分)のごみ削減! 今日から始めるごみゼロライフ」をスローガンとして、4Rの中でも「リフューズ(不要なものを断る)」を最重要視し、関係団体と連携しながら、市民一人ひとりがごみの発生そのものを抑制する行動を日常的に実践できるよう、意識醸成の取り組みを一層推進します。

- ・市ホームページや SNS において、4Rの具体的な実践例を分かりやすく紹介し、日常生活に取り入れやすいコンテンツ等を発信します。
- ・市の広報や回覧文書において、リフューズの意義や家庭でできる行動例などを掲載し、地域全体で同じメッセージを共有します。
- ・市内の小中学校や自治会などを対象とする出前講座などを積極的に実施し、自ら行動変容につなげられるような機会提供を行います。
- リユース手段や拠点回収などのリサイクル手段の紹介を通し、リユースやリサイクルの促進を行います。
- 使い捨てプラスチック製品の使用抑制やレジ袋・ストローの削減、再生可能素材への置き換えなどをおして、プラスチックごみの削減を推進します。
- 実践例の紹介や研修会を通じて生ごみの水切りを推進するとともに、実践者の声なども取り入れながら、コンポストの普及や補助のあり方について検討します。あわせて、さらなる生ごみ減量に向け処理手法の研究も行っていきます。
- 食品ロスの削減を推進するため、家庭における適量調理や保存方法の周知、事業者による賞味期限管理の徹底、「3010運動」の推進、県の「おいしい食べきり運動」との連携などにより、まだ食べられる食品の有効活用などの取り組みを推進します。
- フードドライブやフードバンクとの連携を強化し、地域全体で食品ロスの発生抑制と有効活用を図ります。また、エシカル消費の普及啓発を推進します。
- ごみ削減のため、可燃性ごみ袋の名称を「燃やすしかないごみ」のように変更することを置賜広域行政事務組合と協議します。

個別方針(2)事業系ごみの削減

①事業者の現状把握と指導等

- 特に排出量が多い事業者の聞き取り調査等を実施し、ごみの排出および分別状況の把握に努めるとともに、必要に応じた指導を行います。
- 市のホームページやSNS、各種通知等を活用し、ごみの削減および資源化に関する周知・啓発を行います。

②事業者や一般廃棄物処理業許可業者と連携した指導等

- 置賜広域行政事務組合と連携し、搬入現場での適正分別や資源化に向けた取組を指導します。

- 一般廃棄物処理業許可業者などと連携し、より効率的なごみ処分の方法を研究します。

個別方針(3)環境学習・情報発信

①環境学習の推進や各種イベントへの出展

- 小中学校、衛生組合、町内会などを対象に出前講座の実施を働きかけ、市の施策等に対する理解を深める機会を積極的に設けることで、ごみの減量や資源化に対する意識の向上を図ります。
- 米沢衛生組合連合会や米沢消費生活センターなどと連携し、より効果的な実践方法や現場視察などを含めた研修内容、教育プログラムなどを検討します。
- 環境団体と連携し、環境イベントや研修会等に積極的に出展することで、ごみの減量および資源化につながる取組の推進を図ります。

②各種媒体を活用した情報発信

- 市のホームページやSNSでの情報発信、衛生組合の回覧文書、各種イベントへの出展機会などを活用し、ごみの減量化・資源化についての理解促進に努めます。また、動画制作や配信を積極的に検討し、興味・関心を引く内容とともに、わかりやすく・伝わりやすい情報発信に努めます。
- 地域のリーダーとなる衛生組合などを対象に、適切な排出・分別への理解促進を図る機会を積極的に作ります。
- 置賜広域行政事務組合と連携し、同組合の施設見学に訪れる市内の児童・生徒、地区住民などに対し、ごみ減量や資源化の意識向上を図ります。
- 分別誤りにより未回収となったごみや問い合わせ・検索が多いごみの傾向などを分析し、よりわかりやすい内容、より効果的な手法を心がけた周知に取り組みます。
- 市民が本市の廃棄物対策についての理解を深めるため、市民を対象とした研修、教育プログラムなどの研究を行い、実施を目指します。その際は、処理施設等の見学、AIやVRなどの新技術の導入についても、積極的な情報収集や活用検討を行っていきます。

基本方針2 資源の有効活用

個別方針(4)リユース・リサイクルの推進

①適正な分別の徹底

- ごみが効率的に資源化されるよう、市民や事業者に対し、ルールに沿った分別の徹底を指導します。

②より効果的な資源リサイクルの検討

- 使用済小型電子機器、コンタクトレンズの空ケースを拠点回収しており、今後もより効果的な手法を検討しながら継続していきます。
- フードドライブを開催し、家庭で余っている未利用食品の活用を促進します。
- インターネットのリユースプラットフォームの紹介などを通して、リユースを促進します。
- 一般廃棄物処理業許可業者などと連携し、紙おむつ、廃食用油、食品残渣（家庭・給食）などについても資源化に向けた協議・研究を行っていきます。
- 千代田クリーンセンターで焼却される雑紙等の再生利用やスラグ化の実施など、より効果的な手法等について、置賜広域行政事務組合や構成自治体と協議・研究を行っていきます。
- より効果的な対策立案・実施のため、AI を使用した施策や技術等を積極的に検討・導入していきます。
- 無許可業者による廃棄物回収は、不法投棄等につながる恐れもあることから、市民や事業者に対し、随時注意喚起を行っていきます。

③プラスチック製品の資源化検討

令和4年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラ新法）」に基づき、米沢市を含む置賜広域行政事務組合（千代田クリーンセンター）において、令和16年までの施行を目指し製品プラスチックの再資源化を検討します。

個別方針(5)市民や事業者との連携

①集団回収の奨励

- 衛生組合や町内会等が実施する集団回収の実施状況の把握に努め、地域の実情にあった支援等を検討していきます。

②店頭回収状況の把握・連携

- 市全体のごみ削減やリサイクルの状況を把握するため、市内小売店での店頭回収品目や回収量などの把握に努めます。また、対象品目の追加など取組の連携に努めます

基本方針3 ごみの適正処理

個別方針(6)安定的なごみ処理体制の維持

①安全なごみ収集運搬の維持・効率化

- ごみの収集運搬作業が安全・効率的に行われるよう、市民や事業者に対し分別の徹底やごみ収集所の適正管理を指導します。

- 利用者の利便性を図りながらごみ収集所の集約を含めた適正化を検討し、ごみ収集の効率化を図ります。
- ごみ収集所へのごみ出しが困難な高齢者や障がい者世帯が増えているため、高齢福祉サービスと連携した案内などを行うほか、必要な施策の検討を行っていきます。

②ごみ収集所の適正管理の推進

- 米沢市衛生組合連合会と連携し、清潔、安全な衛生環境づくりを推進します。
- ごみ収集所を管理する各町内会等に対し、利用者のごみの適正分別や排出ルール of 徹底、適正な維持管理についての助言を行います。また、ごみの適正分別や排出ルールを周知するごみ収集所用の掲示物を提供するなど、ごみ収集所管理者などと連携した管理体制の維持に努めます。

個別方針(7)適正な排出・分別の推進

①適正な排出・分別ルールの徹底

- ごみの収集運搬作業が安全・効率的に行われるよう、市民や事業者に対し、ルールに沿った排出や分別の徹底を指導します。特に、車両火災など重大事故につながるおそれがあるスプレー缶やリチウムイオン電池などの適正分別の徹底についての指導を強化します。
- 米沢市国際交流協会などと連携し、多言語版の分別案内冊子の配布や動画の配信、研修会の開催などを通じて、在住外国人にも分かりやすいごみ排出や分別ルールの理解促進に努めていきます。
- ごみの排出や分別については、全戸配布するごみの分け方・出し方ガイドブックで周知に加え、市のホームページ上で分別案内やSNS等で情報発信を行います。分別誤り防止・検索が多いごみの傾向などを随時分析し、ツールの利便性向上に努めます。

②不法投棄対策

- 不法投棄防止の看板や監視カメラの設置による不法投棄やポイ捨ての未然防止、継続的なパトロールを行い事案の早期発見・解決に努めます。
- 県・衛生組合・事業者との合同パトロールを定期的に行うことで、関係機関との情報共有に密にし、事案の早期解決に努めます。
- 各衛生組合、町内会が実施するクリーン作戦やごみ拾いサポーターなどの自発的な清掃活動への支援を通し、地域の美化活動を推進します。
- 所有者不在・不明な住居・敷地内の廃棄物問題に対応するため、空家担当部署と連携しながら、周辺に環境被害が出ないような対応の検討・実施に努めていきます。

3 数値目標

本計画では、施策の成果指標として4つの項目を設定しました。また、その目標数値の設定においては、本市の現状及び方針、国及び県施策との整合性を踏まえ、県計画の目標数値に準拠した数値設定が適当と判断し、各項目の目標数値を以下のとおり設定しました。

(1) ごみ総排出量 【継続】 単位：t

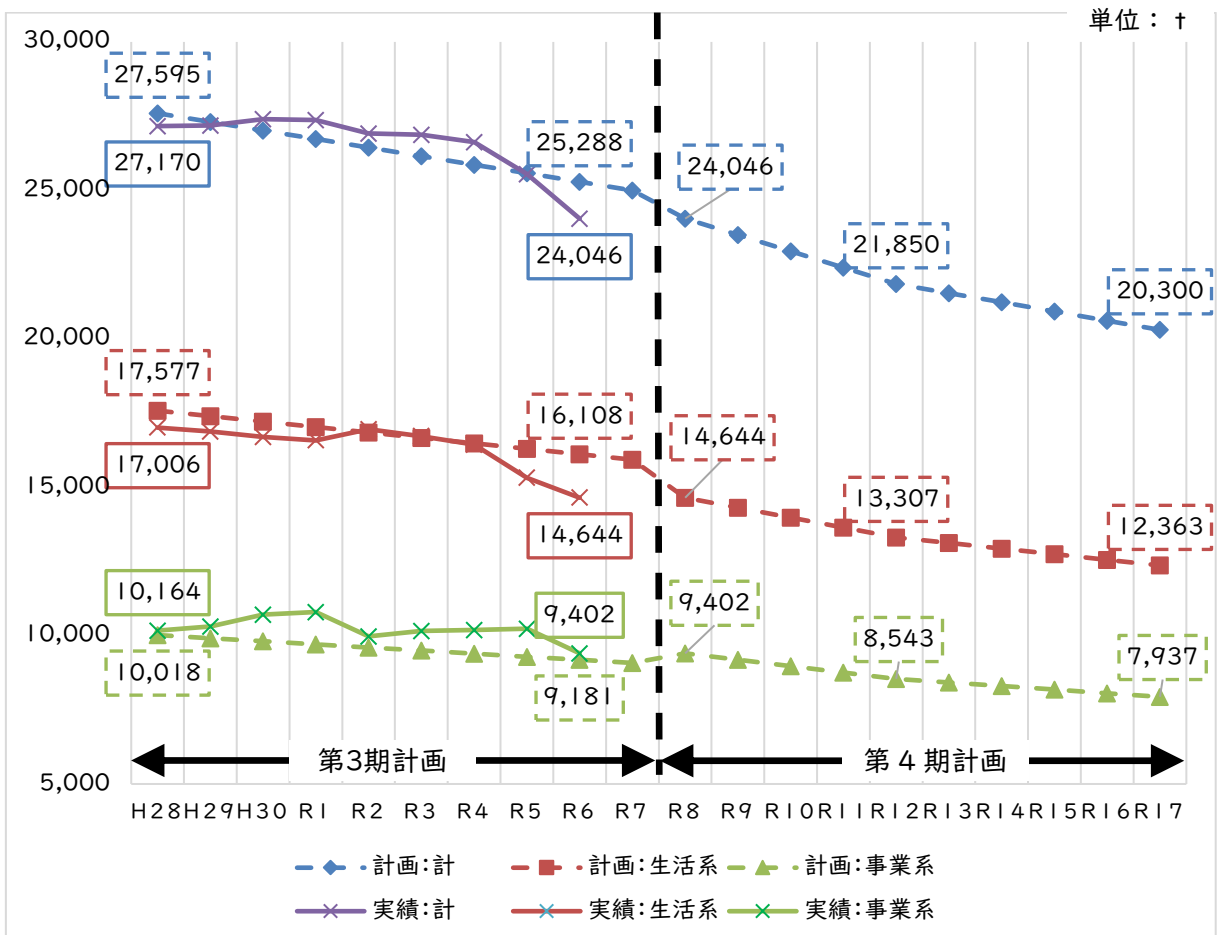
現状(令和6年度)	中間目標(令和12年度)	最終目標(令和17年度)
24,046	21,850	20,300
-	令和6年度から10.5%削減	令和6年度から16.6%削減

ごみの総排出量の抑制は、最終処分場の延命のために埋立ごみを抑制していく必要があることから、継続して評価指標としました。

県計画では、ごみ総排出量減量の政府目標に順じて目標設定しており、本市の目標数値は本市の現状を基準にそれに準拠した割合で算出・設定しました。

< 県計画の目標値 >

現状(平成30年度)	中間目標(令和7年度)	最終目標(令和12年度)
391千t	350千t	326千t
-	現状から41千t(10.5%)削減	現状から65千t(16.6%)削減



(2) 1人1日当たりの生活系ごみ総排出量【全体から生活系ごみに変更】単位：g

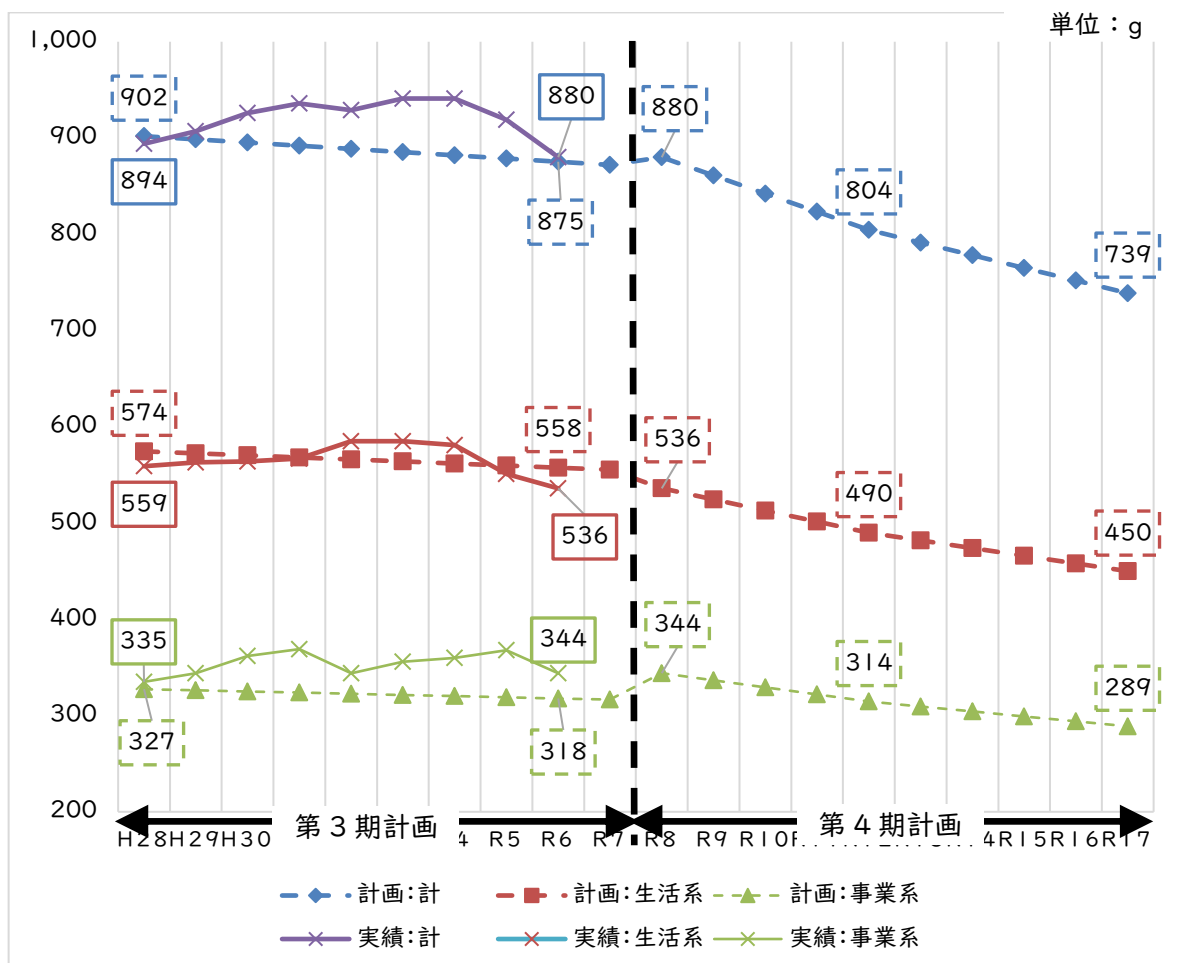
現状(令和6年度)	中間目標(令和12年度)	最終目標(令和17年度)
536	490	450
—	令和6年度から8.6%削減	令和6年度から15.8%削減

前計画では事業系ごみも含めていましたが、国や県では、生活系ごみから資源物を除いた家庭系ごみを指標としています。また、本計画ではサーキュラーエコノミーに向けた市民の行動変容を重視しているため、ごみの減量化と資源循環の取組を一体的に評価できる生活系ごみを指標として採用しました。

県計画では、1人1日当たりのごみ総排出量の全国一ごみの排出量が少ない長野県と同等の目標値を設定していますが、本市の現状及び前計画の実績を踏まえると急激な減量施策は消費活動の抑制にもなりえることから、本市では、生活系ごみ排出量の削減割合については資源物を除いた家庭系ごみを採用する県計画と段階的に同水準を達成することとしました。

< 県計画（家庭系ごみ）の目標値 >

現状(平成30年度)	中間目標(令和7年度)	最終目標(令和12年度)
528g	440g	408g
—	現状から88g(16.7%)削減	現状から120g(22.7%)削減



(3) リサイクル率 【変更 ※店頭回収分を含める】 単位：%

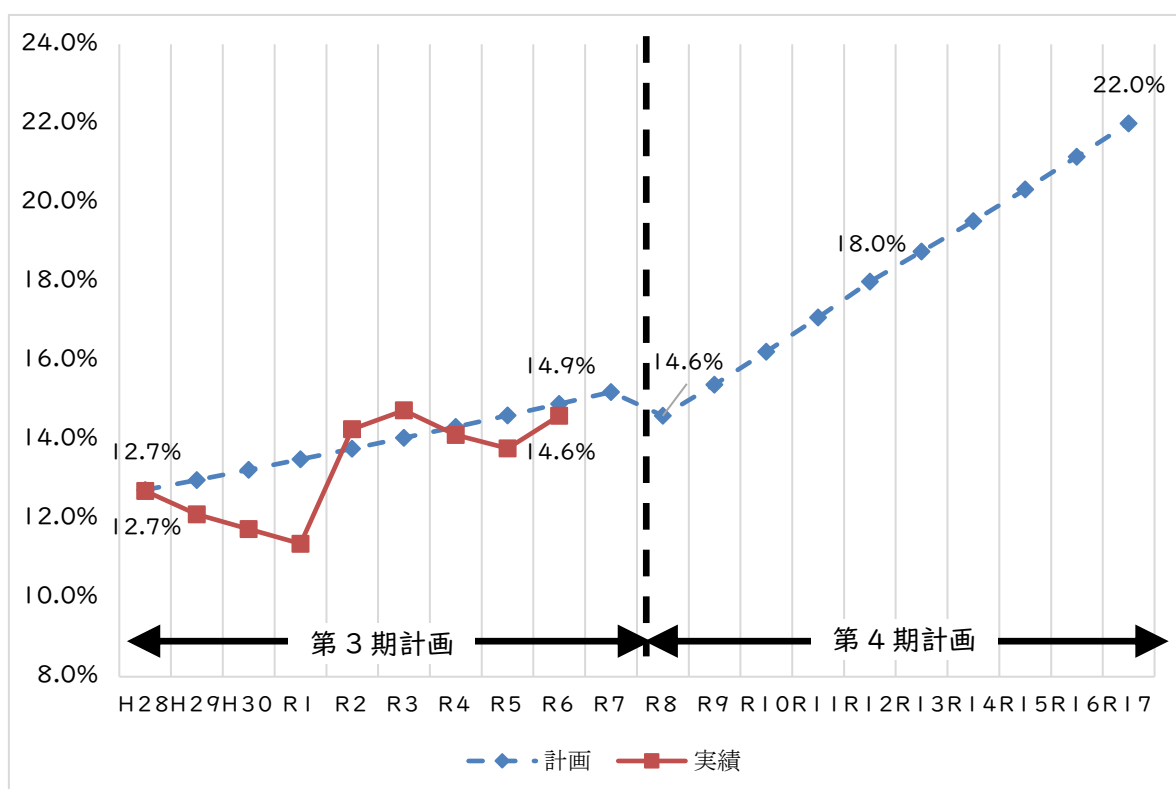
現状(令和6年度)	中間目標(令和12年度)	最終目標(R17)
14.6	18.0	22.0
-	令和6年度から3.4向上	令和6年度から7.4向上

リサイクル率は、今のところ資源化の状況を測る上で最も適した指標であるため、継続して評価指標としました。算出に当たっては、本計画39ページのリサイクル率の考え方を基本に、リユースのさらなる普及やデジタル化に伴う紙媒体の減少なども想定されるため、本計画の中間見直しの際は、その時点の指標の有効性についても検証を行うこととします。

国は令和7年度までに28%という目標を掲げていますが、リサイクル率の向上には製品プラスチックの受入に伴う中間処理施設の整備などコストを要することも多いため、県は県計画の最終年度に28%（単年平均3.7ポイント向上）を達成する数値目標としており、上記はそれに準拠した割合で算出・設定しました。

<県計画の目標値>

現状(平成30年度)	中間目標(令和7年度)	最終目標(令和12年度)
18.2%	23%	28%
-	現状から4.8%向上	現状から9.8%向上



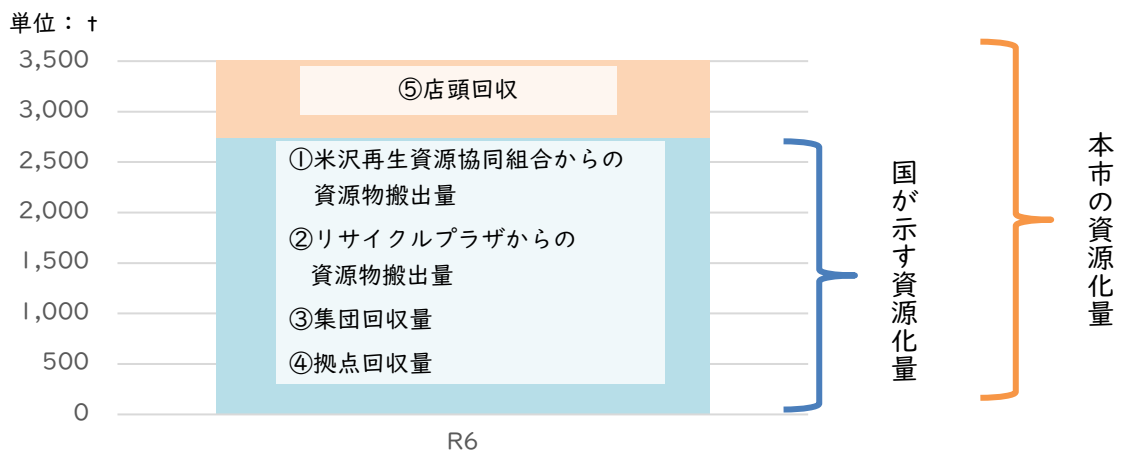
本計画における資源化量及びリサイクル率の考え方

本市のリサイクル率は、より実状を把握するため、国が示すリサイクル率の算定式に小売店等の店頭回収分（推計値）を加えるものとします。

$$\frac{\text{資源化量}}{\text{ごみ排出量}} \times 100$$

資源化量 米沢再生資源協同組合からの資源物搬出量 + 千代田クリーンセンターリサイクルプラザからの資源物搬出量 + 集団回収量 + 拠点回収量 + **店頭回収量**
ごみ排出量 生活系ごみ排出量 + 事業系ごみ排出量 + 集団回収量等 + 拠点回収量 + **店頭回収量**

※資源物搬出量は、ごみ収集所から収集された資源物収集量から、不適合物などを除き、実際に資源物業者に引き渡された量です。



【資源化量の要素】

- ①米沢再生資源協同組合からの資源物搬出量
古紙類、古繊維類、缶、びん、スプレー缶・カセットボンベ
- ②千代田クリーンセンターリサイクルプラザからの資源物搬出量
プラスチック製容器包装、ペットボトル、金属など
- ③集団回収量（衛生組合や町内会が実施）
古紙類、缶など
- ④拠点回収量
使用済小型電子機器、使用済コンタクトレンズ空ケース
- ⑤店頭回収量（小売店等が実施）
ダンボール、紙パック、食品トレー、缶、ペットボトルなど

(4) 最終処分量 【新規】

単位：t

現状(令和6年度)	中間目標(令和12年度)	最終目標(令和17年度)
2,489	2,120	1,810
—	令和6年度から14.8%削減	令和6年度から27.3%削減

最終処分量（埋立量）を減量させることは、ごみの減量化を図る最も重要な目的であり、ごみ減量及び資源化施策を総合的に判断する指標でもあるため、新たな指標としました。

目標値は、令和12年度の中間目標は371t（14.8%）の削減、令和17年度最終目標は679t（27.3%）の削減としました。

県計画では令和12年度まで11.4%の削減を目指していますが、本市は平成28年度から令和6年度までの期間においてはそれ以上のペースで減少しています。その理由として、施策効果や人口減少に伴うごみ排出量の削減もありますが、リユースやリサイクルなど資源化の定着が大きいと考えられます。

本計画は、平成28年度から令和6年度までに定着し始めた資源化をより効率化していく段階にあたるため、削減目標値を県計画と前計画実績の中間割合で算出・設定しました。

<県計画の目標値>

現状(平成30年度)	中間目標(令和7年度)	最終目標(令和12年度)
35千t	33千t	31千t
—	現状から2千t（5.7%）削減	現状から4千t（11.4%）削減

資料編

ごみ処理事業の経緯

■表 3-2 本市におけるごみ処理事業の経緯

明治 22 年 4 月	○市制施行。
明治 33 年 4 月	○「汚物掃除法」施行（後の廃棄物処理法の前身となる法律）。
昭和 29 年 7 月	○「清掃法」施行。これに伴い、汚物掃除法が廃止される。
昭和 38 年 3 月	○本市内にごみ焼却施設が設置される（処理能力 30 t/日）。
昭和 45 年 5 月	○老朽化のため更新したごみ焼却施設が稼働を開始する（処理能力 70 t/日）。
昭和 45 年 12 月	○「廃棄物処理法」施行。これに伴い、清掃法が廃止される。
昭和 46 年 7 月	○置賜広域行政事務組合が設立する。
昭和 51 年 4 月	○置賜広域行政事務組合千代田清掃事業所ごみ処理施設（処理能力 120 t/日）が稼働を開始する。これを受け、それまで稼働していた本市内のごみ焼却施設（米沢清掃事業所ごみ処理施設）を廃止し、焼却処理を上記施設へ完全移行する。
昭和 53 年 4 月	○置賜広域行政事務組合浅川埋立地が設置される。これを受け、米沢清掃事業所埋立地が廃止される。
昭和 56 年	○廃家電製品収集（年 1 回）を開始する。（平成 10 年度まで継続）
昭和 61 年	○生ごみ処理容器（コンポスト容器等）の補助を開始。 （平成 25 年度まで継続）
平成元年	○廃寝具収集（年 1 回）を開始する。（平成 11 年度まで継続）
平成 4 年 7 月	○資源ごみ回収モデル地区を設置し、試験的に資源物回収を開始する。 （平成 9 年 9 月まで回収を継続）
平成 5 年 4 月	○浅川埋立地の埋め立てが完了する。 ○置賜広域行政事務組合浅川最終処分場が設置される。
平成 6 年 2 月	○置賜広域行政事務組合長井粗大ごみ処理施設が稼働を開始する。
平成 8 年 10 月	○第 1 期米沢市ごみ処理基本計画が策定される。
平成 9 年 4 月	○「容器包装リサイクル法」施行。
平成 9 年 10 月	○本市における分別資源物（古紙類、古繊維類、缶、びん）の収集を開始する。
平成 10 年 9 月	○（仮称）清掃センターごみ処理施設（処理能力 85 t/日×3 炉、計 255 t/日）が設置される。これを受け、千代田清掃事業所の焼却施設が廃止される。
平成 11 年 4 月	○（仮称）清掃センターごみ処理施設が本格稼働し、名称を千代田クリーンセンターに改称する。 ○ごみ袋が置賜広域行政事務組合指定のものとなり、生活系ごみの処理が有料化される。 ○粗大ごみの収集を開始する。
平成 13 年 4 月	○「家電リサイクル法」施行。 ○「資源有効利用促進法」施行。
平成 14 年 4 月	○千代田クリーンセンターリサイクルプラザ（ペットボトル 2.2 t/日、プラスチック製容器包装 11.3 t/日）が稼働を開始する。 ○ペットボトル及びプラスチック製容器包装の回収を開始する。

平成 15 年 10 月	○家庭用パソコンを収集対象から除外。（資源有効利用促進法に基づき、各メーカーが回収・リサイクルすることになったため。）
平成 18 年 3 月	○第 2 期米沢市ごみ処理基本計画が策定される。
平成 21 年 2 月	○市内の店舗（レジ袋有料化実施店舗）でレジ袋有料化が開始する。
平成 22 年 5 月	○ガーデンシュレツダの貸出を開始する。（令和 2 年度まで継続）
平成 22 年 11 月	○第 1 回エコクッキング講習会を開催する。
平成 23 年 2 月	○「家庭のごみと資源物の分け方・出し方（第 1 版）」が発行され、本市におけるごみの出し方の基準となる。
平成 23 年 7 月	○第 1 回段ボール式生ごみコンポスト講習会を開催する。
平成 23 年 10 月	○置賜広域行政事務組合浅川最終処分場第 1 期分の埋立が完了し、第 2 期分の埋立が開始される。
平成 25 年 4 月	○「小型家電リサイクル法」施行。
平成 26 年 10 月	○米沢市生涯学習フェスティバルにおいて、小型家電 5 品目についての試験的なイベント回収を実施する。
平成 28 年 3 月	○第 3 期米沢市ごみ処理基本計画が策定される。
平成 28 年 3 月	○「家庭のごみと資源物の分け方・出し方」の多言語版を発行する。 英語、中国語、韓国語の 3 言語
平成 29 年 3 月	○使用済小型電子機器の回収イベントを開催する。（令和 5 年度までに継続）
平成 29 年 4 月	○使用済小型電子機器回収ボックスを市役所に設置する。
令和 2 年 4 月	○ごみ袋の価格が改定となる。 ○粗大ごみの料金を、300 円～900 円の 3 区分から、300 円～1,500 円の 5 区分に改正した。
令和 3 年 10 月	○スプレー缶・カセットボンベを資源ごみに分類した。
令和 4 年 7 月	○米沢市プラスチックごみゼロ宣言を行う。
令和 4 年 8 月	○令和 4 年 8 月 3 日の大雨災害に伴い、り災ごみの仮置場を設置する。
令和 4 年 10 月	○山形県公立大学法人、HOYA 株式会社との 3 者協定に基づき、市内の小中学校やコミュニティセンターなどに使用済コンタクトレンズ空ケースの回収ボックスを設置し、使用済コンタクトレンズ空ケースの回収事業を開始する。
令和 5 年 10 月	○米沢環境フェスを開催する。
令和 6 年 4 月	○置賜広域行政事務組合とサントリーホールディングス株式会社が締結したペットボトル水平リサイクルに関する協定に基づき、ペットボトルの水平リサイクルを開始する。
令和 6 年 3 月	○使用済小型電子機器回収ボックスを市内 5 箇所に追加設置する。
令和 6 年 3 月	○「家庭のごみと資源物の分け方・出し方」のベトナム語版を発行する。
令和 6 年 10 月	○株式会社マーケットエンタープライズと連携し、市民にリユースプラットフォーム事業「おいくら」の提供を開始する。
令和 7 年 3 月	○ごみの分け方・出し方ガイドブックを発行する。 「家庭のごみと資源物の分け方・出し方」の刷新

用語集

あ行

【一般廃棄物（一廃）】

廃棄物処理法において定義される「廃棄物」のうち、産業廃棄物以外の廃棄物のこと。市町村は自区域内で発生した一般廃棄物を収集、運搬及び処分（再生することを含む）する責任がある。「ごみ」と「し尿」に分類され、さらに「ごみ」は「生活系ごみ」と「事業系ごみ」に分類される。

【衛生組合】

生活環境の整備などを目的として、町内会単位で組織されている団体。

【置賜広域行政事務組合】

置賜地域3市5町（米沢市・長井市・南陽市・高畠町・川西町・白鷹町・飯豊町・小国町）で構成される一部事務組合のこと。

か行

【家電リサイクル法】

「特定家庭用機器再商品化法」の通称。家電4品目（テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機並びにエアコン）について、小売業者に対し消費者から廃家電を引き取ること、引き取った廃家電を製造者等へ引渡すことを義務付けるとともに、製造業者等に対し引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施等を義務付けた法律。

【環境基本法】

国、地方自治体、事業者、国民の責務を明らかにするとともに、環境保全に関する施策の基本事項などを定めている。地球規模の環境問題に対応し、環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会をつくることや、国際協調による地球環境保全の積極的な推進などを基本理念としている。

【拠点回収】

自治体や企業が設置した特定の回収拠点に、住民や消費者が自分で資源ごみや不要品を持ち込んで回収してもらう仕組みのこと。

【くりえいと工房】

千代田クリーンセンター内にあるリサイクルの情報発信や、学習や交流を行う施設。

【小型家電リサイクル法】

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の通称。デジタルカメラやゲーム機

などの使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることを目的とした法律のこと。

【建設リサイクル法】

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の通称。建設工事から出る大量の廃棄物を有効に利用し、資源の循環的な利用を進めるために作られた法律。

【コンポスト】

微生物の分解の働きを利用して有機性廃棄物を分解させてできた肥料のこと。また、その肥料を作成する容器（生ごみ等を堆肥化させる容器）のことをいう場合もある。

さ行

【サーキュラーエコノミー（循環経済）】

従来の3Rの取り組みに加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を指すもの。

【最終処分場】

資源化または再利用に適さない廃棄物について埋立処分を行う施設のこと。廃棄物処理法では、上記の廃棄物の最終処分を行う場合は埋立処分が原則とされている。

【産業廃棄物（産廃）】

事業活動によって生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック等の20種類の廃棄物のこと。排出事業者は自らが排出した産業廃棄物を処理する責任がある。

【3010運動】

宴会や飲み会で、最初の30分は料理を取りに行かず、しっかり着席して食事を楽しみ、最後の10分は席に戻って料理をきれいに食べ切ることで、食べ残し（食品ロス）を減らそうという運動のこと。

【事業系ごみ（事業系一般廃棄物）】

事業活動に伴って排出されるごみのうち、産業廃棄物に該当しないもの。例として、事務所から出た紙くず、飲食店から出た調理くず・食べ残しなどが挙げられる。

【資源有効利用促進法】

事業者による製品の回収・リサイクルの実施等のリサイクル対策や、製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制対策等を定めた法律。対象となる業種や品目は多岐にわたるが、製造者による廃パソコンの回収・リサイクルを義務づけた法律であることから、パソコンリサイクル法と呼ばれることもある。

【集団回収】

自治会、子ども会、PTA、町内会などの地域住民の団体が主体となって行う、資源ごみ（古紙・古布・空き缶など）の回収活動のこと。

【食品リサイクル法】

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の通称。食品廃棄物を減らし、残ったものは資源として有効利用し、循環型社会をつくることを目的に制定された法律。

【循環型社会】

廃棄物の発生を抑え、使用済製品がリユース、リサイクル、熱回収等により循環資源として適正に循環的に利用され、循環的な利用がされないものについては適正に処分され、天然資源の消費が抑制される、環境への負荷ができる限り少ない社会のこと。

【循環型社会形成推進基本法】

循環型社会を形成するための基本原則や国・地方公共団体・事業者・国民の責務、国の施策の基本となる事項を定めた法律のこと。

【生活系ごみ】

一般家庭から排出されるごみのこと。

た行

【段ボール式生ごみコンポスト】

段ボールを材料として用いたコンポスト容器。安価で材料が手に入り、簡単に製作することができるメリットがある。

【出前講座】

学校や各種団体の要望に応じて、行政職員を講師として派遣する制度。市民の学習機会の拡充、市政に関する理解、市民の自治意識の向上及び市民と行政との協働によるまちづくりの推進を目的としている。

【店頭回収】

小売店やスーパーマーケット、ドラッグストアなどの店頭に設置された回収ボックスや専用スペースを通じて、消費者が使用済み製品や包装資材などを返却・リサイクルする仕組みのこと。

な行

【生ごみ処理容器】

生ごみの減量化、堆肥化等を目的とする機器のこと。

は行

【廃棄物処理法（廃掃法）】

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の通称。廃棄物の排出抑制や適正な分別・保管・収集・運搬・再生・処分等により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とした廃棄物処理の基本となる法律。

【廃棄物減量等推進審議会】

各市町村において一般廃棄物の減量や適正処理、リサイクルの促進等に関する事項について審議を行うため、廃棄物処理法に基づいて設置する附属機関のこと。

【プラスチック資源循環促進法】

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の通称。プラスチックをつくる段階から捨てる段階まで、無駄を減らして資源として循環利用し、環境負荷の少ない循環型社会を実現することを目的に制定された法律。

ま行

【マイバッグ】

消費者が買い物に行く時に持参する自前の袋のこと。

や行

【容器包装リサイクル法】

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」の通称。家庭から出るごみの大部分を占める容器包装廃棄物（商品を入れたり包んだりしていたもので、中身を取り出すと不要になるもの）について、消費者・事業者・自治体の三者が一体となって容器包装廃棄物の減量化と再資源化に取り組むことを義務づけた法律。

【米沢環境事業協同組合】

市内のし尿・浄化槽汚泥清掃業許可業者 5 社の組合。

【米沢一廃処理業協同組合】

市内の一般廃棄物収集運搬業許可業者 12 社の組合。

【米沢市衛生組合連合会】

衛生組合を主体として、ごみ収集所の適正管理、不法投棄防止の啓発、健康教室の開催など、環境衛生及び保健衛生活動を展開するために設立された外郭団体。市内 17 の地区にそれぞれ支部を置いている。